

鉄道技師 村上胖の研究

久保田 稔 男

国立科学博物館

A Railway Engineer, Yutaka Murakami —His Career and Role on Modern Civil Engineering—

By

Toshio KUBOTA

Department of Science and Engineering, National Science Museum,
3-23-1 Hyakunin-cho, Shinjuku-ku, Tokyo 169, Japan

Abstract

Yutaka Murakami was a railway engineer who played an important role in the development of the Japanese railway system during the latter half of the Meiji era.

There is a lot of drawings which were gathered by Yutaka Murakami. These drawings are important material in the research of the modern civil engineering history in Japan. Some of the drawings of various buildings make exceptionally good material for clarifying his career.

In this study, I will introduce these drawings which have not been shown widely before. I will also discuss Murakami's role in the history of Japanese modern civil engineering.

緒 言

村上胖（写真-1）は明治中期から大正初期にかけて活躍した鉄道技師であるが、その存在はこれまで知られることがなかった。彼は死後、建築図面に代表される数々の建築に関する資料を今日に残しており、彼の存在は残されたこれらの資料によってのみ現在に伝えられている。彼の残した数々の資料の中でも、特に建築図面は、様々な建物に関する図面であり、彼の経歴の特異性を象徴している。

本研究では、彼の残した資料をもとにして、村上胖の経歴を明らかにし、彼の残した資料の中でも、特に建築図面について紹介することで、村上胖の近代建築史における位置付けを試みようとするものである。

1. 村上胖の生い立ち

1-1 誕生から修学時代

村上胖の経歴を示す資料としては管見では『村上胖 履歴書』¹⁾（以下、『履歴書』と略す）と「正員村上胖君の死を弔ふ」²⁾（以下、「訃報記事」と略す）の2つがあげられる。以下それらに従って胖の経歴を述べる³⁾。

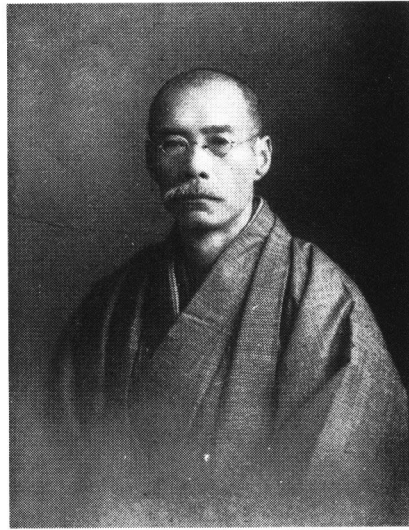


写真 1 村上胖肖像（『建築雑誌』第 445 号より）

「資料」によれば胖は明治元年（1868）12月26日、長門国豊浦郡小月村に生まれた^{4）}。同所は現在の山口県下関市東部にあたり小月村は小月町としてその地名を今に伝えている。『履歴書』によれば本籍地は山口県長門国豊浦郡小月村 212 番屋敷となっており、遺族の証言から同所が現在の小月杉迫 1 丁目にあたる事がわかる^{5）}。

現在、小月杉迫の地に、もともと村上氏の在所で数年前に東京に籍を移したとされる地所が小月杉迫 1 丁目 17-21 付近にあり、遺族の証言^{7）}や、現地での聞き取り調査^{8）}から同所が胖の生家である事が確認された。現在、同所は建物を取り壊され更地となっているが、敷地と前面道路及び隣家との高低差を埋める古い石垣が一部残されている。これらの遺構から察するに、村上家はある程度格式の高い家柄であったものと想像される。この地で胖は清末藩士村上倫の長男として生まれている。

胖の父・倫は、幕末時維新に奔走した志士の一人として、後世にその名が知られている。倫は天保 11 年（1840）2 月 6 日に生まれ、長州藩の藩校である萩明倫館に学び、清末藩士として前田砲台の建設に関わるなどして維新に奔走した。慶応 2 年（1866）の第 2 次長州征伐の折には、清末藩兵を率いて石州口の守備に当たって善戦し、この時医師として従軍していた後の外交官青木周蔵と知遇を得ていたことが推測される。維新後は清末藩の藩校である育英館の再興に尽力し、胖の生まれた明治元年（1868）には育英館の会頭として藩士の育成に力を注いでいる最中であった。

当時の村上家の家族構成については現在のところ不明な部分が多いが、倫は胖の前に 1 女をもうけ、子どもはこの二人だけであったようである。

幼・少年時代の胖の足跡については不明である。しかしながら明治 2 年（1869）6 月 23 日に藩籍奉還にともなって行われた諸官任命で父・倫は二等官の公用人に任じられており、また倫が会頭の職についていた育英館は明治 4 年（1871）に廃藩置県が行われるまで存続していたので、少なくとも明治 4 年までは村上一家は生国の小月村に住んでいたと思われる。その後一家は東京に居を移し、胖は東京で修学することになる。

残された「資料」によれば、胖の経歴のもっとも古い記述はその誕生の記述は別として明治 20 年

(1887) 6 月まで遡る。「資料」ではこの月、胖は東京・築地の工手学校・造家学科に入学したことになる。しかしながらその年にはまだ工手学校は創立しておらず、開校式を行ったのは明治 21 年(1888) 2 月のことであった。さらに第一回の生徒募集を行ったのは、その前月のことである⁹⁾。このことから明治 20 年に工手学校に入学したという記述は胖の記憶違いであると思われる。

それでは胖はいったいつ工手学校に入学したのであろうか。工手学校の入学者についての記録は焼失してしまい現在に残されていない¹⁰⁾。そこでいくつかの推論を試みしてみる。注目したいのは「資料」に記されている入学したとする月である。入学年についてははっきりと間違いであることはさきに確認したとおりだが、この「六月」¹¹⁾という月はまったくの間違いだとも言いきれない。創立当時の工手学校の規則によればその第 12 条に次のようにある。

「第十二條 正課生徒の入學は毎年二月九月の兩度とす但し二月に於て入学を望む者は前年十二月三十一日九月に於て入学を望む者は其年六月三十日までに左の雛形に依り申込むべし(雛形は略す)」¹²⁾(傍線久保田)

これによると 9 月の入学を希望する生徒はその年の 6 月までに入学手続きを済ませなければならなかったことがわかる。胖が仮に正課生徒として 9 月からの入学を希望したとすれば、その手続きを遅くとも 6 月中に済ませなければならなかった。そのことが頭にあって 9 月と書くべきところを 6 月と書いてしまったのではないかという推測ができる。しかしながらそう考えると工手学校に入学したのは明治 21 年の 9 月だったことになり、『履歷書』によればその翌月にはあっさりと同校を退学してしまうという結果となる。せっかく入学した学校をたったひと月でやめてしまうとは考えにくく、また『履歷書』によれば退学後すぐに建設現場で働いていることから、ひと月ほどの修学期間で退学後すぐに現場で実際に働ける程の知識を得られたとも考えにくい。

そこでもう一つ考えられるのは別課生徒としての入学である。同じく工手学校規則の第 13 条には「別課生徒の入學は本校授業の都合に依り時々之を許す」¹³⁾

とあり、別課生徒として入学する場合についてはその入学時期を明記しておらず、授業の都合で適宜その入学を認めていたことが記されている。ここで正課生徒と別課生徒との違いを述べておくと、同じく工手学校規則第 7 条で

「生徒を分ち正課生徒別課生徒の二とす

正課生徒は豫科の諸課目を修むるものとし、別課生徒は單に本科中の一課目若くは數課目を修むる者とす」¹⁴⁾

とあり正課はカリキュラムに則ったすべての課目を受講するのに対し、別課は課目ごとにその受講が許されることになっている。このことから別科生徒とは現在の聴講生のようなものに相当する身分であると思われる。

この正課・別課の違いは受講できる課目についても異なり、先に引用したように正課が予科の課目からその受講が始まるのに対し、別課はいきなり本科の課目が受講できることになっている。予科は今でいう一般教養にあたりその課目は

「算術、代數、幾何、三角術、製圖、羅馬字、物理學初歩、舍蜜初歩」¹⁵⁾

であった。本科はいわゆる専門課目であり、正課生徒は予科で一般教養を学んだ後、本科で各専門に分かれて授業を受けていた。これに対し別課の生徒は予科の過程をとばして直に本科の過程の専門課目を受講することができたのである。

胖がこの別課生として工手学校に入学したのであれば、6 月といった中途の時期に入学したとする「資料」の記述も間違いだとすることはできない。もし 6 月の入学が正しいとするのであれば明治 21 年 6 月の入学ということであり、同年 10 月に退学するまでのおよそ 5 カ月間工手学校で学べた計算

になる。胖が別課で入学していたとすれば、たとえ5カ月間でも最低限の専門知識は学べたであろうし、退学後すぐに現場に出て働いたことに対しても説明がつくように思われる。以上のことを考慮すれば、胖は明治21年6月に工手学校に別課生徒として入学したのではないかと推測される。

いずれにせよ胖は工手学校創立の最初期にその入学を果たしていた。当時の工手学校の本科は「土木、機械、電工、造家、造船、採鑛、冶金、製造舎蜜」¹⁶⁾の8学科があり胖は其中で造家（後の建築）を専攻した¹⁷⁾。胖が数ある学科の中で造家を選んだ理由は定かではない。しかしながらその背景を推測することは可能と思われる。

胖の父・倫がその青年時代、西欧列強からの防備の為に砲台建設に携わったことは先に述べた。当時の国内ではおそらく最先端の知識であった西洋兵学の技術を結集したこの砲台建設は、それまで知識の上だけの物であった洋学を、自らの手によって現実のものとした初めての経験として、倫の生涯の中に強い印象を与えたものと思われる。またその砲台及び上に乗せられた大砲が、外国艦船を相手に一歩もひけをとらずに戦う姿を見て、自分の造った建造物が国家（この場合は長州藩）のために役立っていること、ひいては自分の造った建造物が人のために役立っているのだ、といった一種の“生産することの喜び”を感じていたかも知れない。こうした体験を息子・胖に語っていたことは十分考えられることであり、その影響を受けて胖は物を“生産する喜び”を感じさせる職業、造った物が国やあるいは多くの人々のために役に立つ職業として建築を選んだのではないか。そこで建築という職業に携わるための修学場所として、工手学校造家学科に入学したと考えることができる。

また、胖の工手学校入学に先立つ2年前、同郷の名士の一人で、父・倫と早くから関わりのあった青木周蔵が、創立間もない日本建築学会（当時は造家学会）の会長に就任している。青木が建築学会の会長に就任した事は、父・倫との関係を通して、胖の意識の中に建築家といった明治以前の日本にはない新しい職業の存在についての認識を広めさせるきっかけとなったと思われる。このことが胖を建築の道に進ませる一つの要素となったとも考えられる。ともかくこのような背景のもと胖は建築を志した。

それではなぜ建築を学ぶために工手学校を選んだのかという疑問も残る。当時建築を学べる場は帝国大学を始めいくつかあった。学ぼうと思えば工手学校以外の修学機関もあったわけである。ところが胖は工手学校をその修学の間として選んだ。この理由については経済的な理由なども考えられるが、工手学校の創立目的も大きく影響しているものと思われる。工手学校とは工手を養成するために創られた学校である。当時「高尚なる専門」¹⁸⁾の技術者を養成する学校はいくつかあったが、技術者の下でその手足となって「技師の計畫を間然する所なく遂行させる任務にあたる工手」¹⁹⁾を養成する学校はなく、技術者たちは「補助工手の供給なきに苦しみ勢い樂術應用の思想に乏しき者を以て、かの高尚なる技師の補助と爲さざるを得」²⁰⁾ない状態であった。そうした背景から創立されたのが工手学校である。胖は後に述べるが、工手学校中退後ドイツに留学し、工手学校を卒業した者以上の学歴を手にしたにも関わらず、一生涯を建築家の下で、その仕事を補助する“工手”の立場を貫いていた。このことから胖は最初からこうした工手の職につく事を望んでいたことも考えられ、それを実現すべく、工手学校に入学したのではないかと推測されるのである。

また同校教師の中に片山東熊がいたことも注目すべき理由の一つと思われる。

片山は胖と同じ山口県の出身で、少年時は奇兵隊員として維新の混乱を駆け抜けていった人物である。胖の父・倫は奇兵隊員ではなかったものの奇兵隊とも深い関わりがあった²¹⁾。あるいは胖が工手学校に入学し、建築を志したのは片山の存在も影響したかもしれない。片山が胖の前に建築家という新たな職業に対する道を開いたために、胖もその道を志したと考える事もできる。

明治21年(1888)に工手学校に入学した胖は学業半ばにして同年10月、同校を退学する。工手学校

を退学した理由は定かではない。しかしながら、胖が同校を退学したおよそ3ヵ月後の明治22年(1889)1月に、父親の倫が病没していることから、あるいは学資の負担者であった父親の病によって学費の支払が困難となり、やむなく学業を放棄しなければならなくなったのではないかと推測される。

1-2 見習い時代

工手学校を退学してから2ヵ月間ほどの胖の経歴は不明である。おそらく病に倒れた父の世話や、学校を退学して後の身の振り先に奔走していたものと思われる。父の死後、葬儀などの法要が済んだ後と思われる明治22年(1889)1月、胖はそこ建設中の華族女学校の建設現場に見習い実習の形で籍を置くことになる。

華族女学校(写真-2)は当時日本土木会社社員であった新家孝正²⁾の設計で同社の請負によって、その工事が進められた。東京は赤坂見附・平河町(現麴町区永田町)に建設され、煉瓦造2階建ての建物であった。

華族女学校とは後の女子学習院の事であり、現在は学習院に合併している。新校舎建設の経緯にあたっては、当時同校の英語教師としてアメリカから招かれたアリス＝ペーコンがその手紙の中で次のように語っている²⁾。

「私どもの学校(久保田註：華族女学校の事)のほかに、もうひとつ宮内省の管轄下にある学校があります。男子の学校で、私たちの女生徒と同じような家柄の生徒のためで、学習院と呼ばれています。昨年の秋、工部大学校の校舎に移りました。とても立派で大きな校舎ですが、女子部(久保田註：華族女学校の事)も同じような校舎に入るべきだということになり、新しい校舎が建てられる



写真 2 華族女学校 (高杉造酒太郎編『明治大正建築写真聚覧』日本建築学会, 昭和11年より)

ことになったのです。』³⁾

新校舎の建設は明治 20 年 (1887) 11 月より始められ⁴⁾、校舎自体は明治 22 年 (1889) 5 月に完成している⁵⁾。その後、先のアリス＝ペーコンの明治 22 年 6 月 2 日付の手紙によれば

「いまでは校舎(久保田註: 新築華族女学校校舎)も完成して、現場の人たちは地面をならし、私たちの校舎(久保田註: 旧華族女学校校舎)から植木や灌木をを掘り起こし、新しい校舎に植えています。日本では、引っ越しをするときは、家具だけでなく庭にある日陰用の木から芝生まで引っ越ししていきます。』⁶⁾

とあり、校舎の完成した明治 22 年 5 月以降は外構工事が行われ、旧校舎から庭木や芝生の植え代えが行われていたことがわかる。

胖がどの様ないきさつでこの華族女学校新築現場に籍を置く事になったのかは不明である。工事は胖が工手学校に入学する前年から行われていたから、あるいは工手学校在学中胖は昼間はこの現場で働きながら、賃金を学資にあてていたのかもしれない。また新校舎の設計者である新家孝正は明治 15 年 (1882) の第 4 回工部大学校造家学科卒業生であり、工手学校在学中の胖の恩師である河合浩蔵や中村達太郎とは同期生であった⁷⁾。その事から胖は河合や中村らの紹介によってこの工事現場に斡旋された可能性もある。

この新築工事の現場で、胖がどの様な仕事に関与していたのかを示す資料は未見である。しかしながら彼の遺品の中に、この新校舎を描いた図面⁸⁾が数点残されている事から(写真-3・写真-4)、設計者・新家孝正の下で製図工のような仕事をしていたのではないかと推測される。ともかく胖はこの現場の工事が終わる遅くとも明治 22 年 6 月まではこの場所に籍を置いていたものと推測される⁹⁾。

ここで胖の経歴として「資料」に正式に記述されてはいないが、おそらくこの頃関わりがあったのではないかと推測される建物について述べてみたい。

胖が残した遺品の中に、数々の建築図面がある。図面は建物名が記されていないものが大半を占めるが、建物名の記された図面もいくつかある。図面に名前の記された建物は、そのほとんどが胖が経歴として自分の実績の中に記しているが、数件の建物に関しては、自分の経歴として「資料」にその仕事に関わった事を記してはいない。日本赤十字社はそうした建築図面の内の 1 つである。

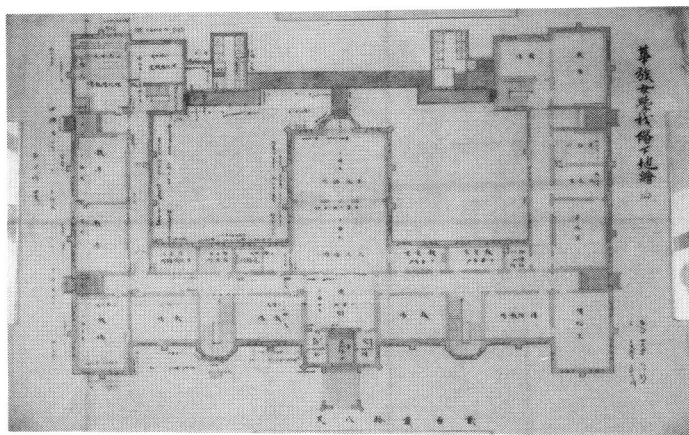


写真 3 華族女学校図面(「華族女学校階下地繪」, 88.5×54.5(cm), 美濃紙, 墨入り彩色, 日付不明, 下関市立長府図書館蔵)

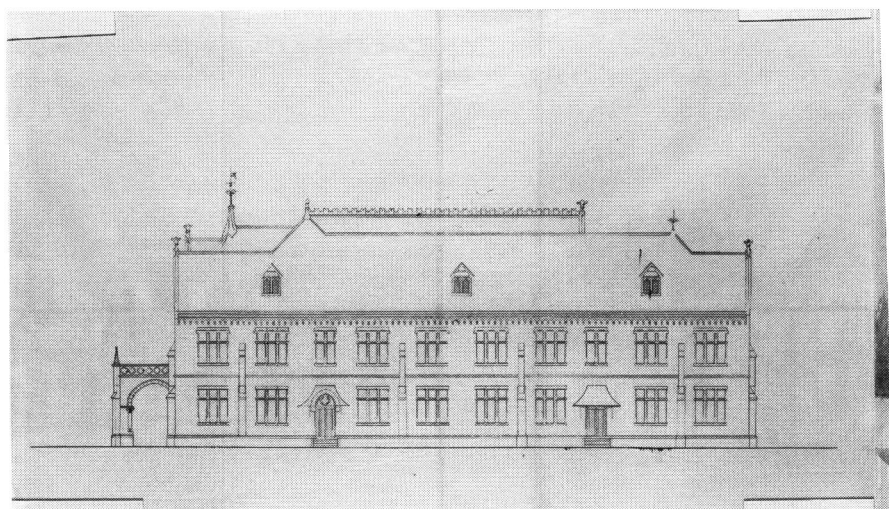


写真 4 華族女学校図面（図面名不明，68.0×39.6(cm)，美濃紙，墨入り，日付不明，神谷宏治教授蔵（以下特に断らない限り図面は同氏所蔵））

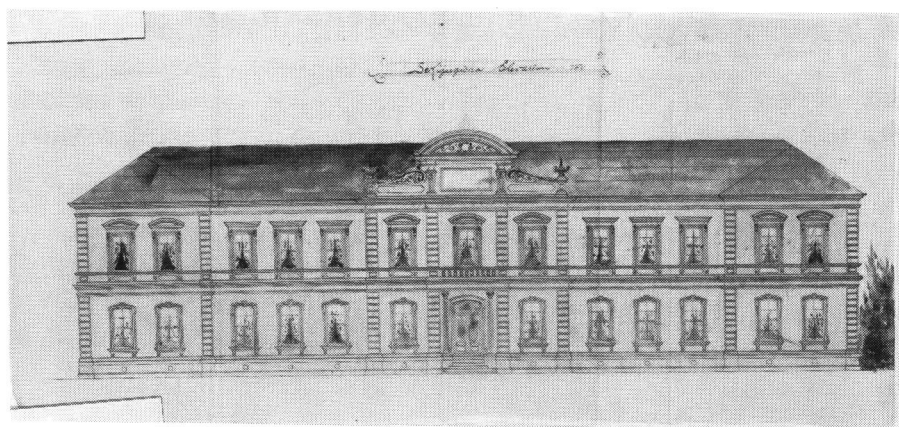


写真 5 日本赤十字社図面（「Sekijyugisya Elevation」，58.0×26.7(cm)，美濃紙，墨入り彩色一部鉛筆，日付不明）

幸いな事に日本赤十字社の名前を冠したこれらの遺品図面の中には、建物の立面図が含まれている¹⁰⁾（写真-5）。それによるとこの日本赤十字社の図面は「日本赤十字社病院」¹¹⁾と呼ばれる片山東熊設計、日本土木会社（担当・中浜西次郎）施工による明治23年竣工の建物である事がわかる（写真-6）。その工事期間は明治22年（1889）4月から翌明治23年（1890）6月までであり、「資料」上の経歴で胖が華族女学校新築現場見習い実習をしていた時から次の奉職先である内務省建築局で働き始めるまでの空白期間と重なることがわかる。おそらく胖はこの空白期間に日本赤十字社の建設に関わっていたものと推測される。

胖がこの赤十字社の建設とどの様に関わっていたのかは明かでない。しかしながら残された図面類

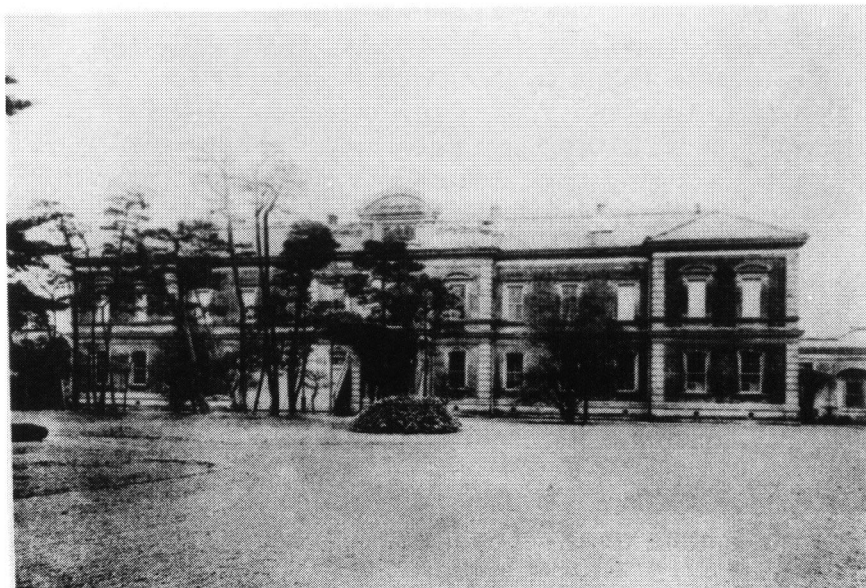


写真 6 日本赤十字社（『明治大正建築寫眞聚覽』より）

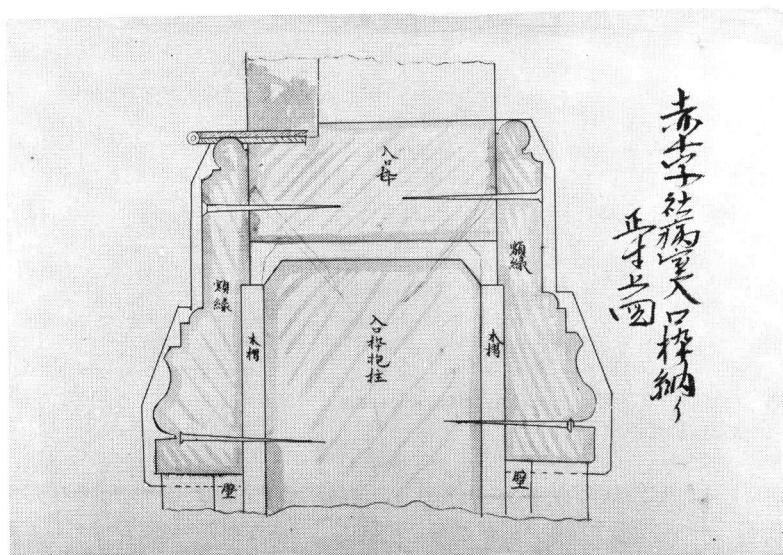


写真 7 日本赤十字社図面（「赤十字社病室入口柱納り正寸上図」, 39.0×27.3(cm), 美濃紙, 墨入り彩色一部鉛筆, 日付不明）

が先の立面図のほかに、窓の納まりを描いた原寸図¹²⁾（写真-7）など多数に上る事から、あるいは華族女学校新築工事の時と同様に見習い実習の様な形で図面工として働いていたのではないか。

胖がいつ頃この日本赤十字社新築現場に関わっていたのかは不明である。華族女学校新築工事が終

了した明治22年(1889)7月から翌年1月までの胖の経歴は「資料」には記されていない。華族女学校の新築工事が終わってしまえば収入を得る事ができなくなるわけだから何か仕事をしなければならぬ。そうした時、同郷人でなおかつ昔、胖の父・倫とも関係があったと思われる工手学校の恩師・片山が救いの手をさしのべ、彼の仕事の一つである赤十字社の工事を手伝う事を斡旋したのかもしれない。

ところで、残された立面図(写真-5)と雑誌に掲載された立面図¹³⁾及び竣工当初の建物を写した写真(写真-6)などと比べると、外観はほぼ同じに見えるが、屋根より上の部分に関して、遺品図面と実際とは多少異なっている事がわかる。比較してみると実際の建物にある煙突や屋根飾りが、遺品図面では描かれていない。これは省略されたものとする事もできるが、図面は彩色された完成度の高いものである事から、あるいはこの遺品図面は設計変更前の図面であるとも考えられる。そうすると工事の始まる前の設計段階からの胖の関わりも考えられ、あるいは胖が工手学校在学中、同校教師であった片山が、授業の教材として自分の計画している同病院の製図、あるいは現場見習いを学生達に命じ、その中に胖も加わっていたとも考えられる。

その他に胖が残した図面のうち、建物名が記され、なおかつ胖の経歴の中にその建物の建設に関わった事が記されていない図面に学習院に関する図面がある。

華族女学校校舎の完成直後5カ月間の胖の足跡が不明な事は先にも述べた。興味深い事にちょうどこの間、華族女学校とは兄弟校ともいえそうな学習院校舎の新築工事が始まっていた。

胖が残した学習院の図面はたった1枚のみである¹⁴⁾。この図面は「学習院食堂梯子ノ間出入口霧除屋根拾分壺」と題され、縦27.0cm×横38.5cmの美濃紙に描かれた墨入図面である¹⁵⁾(写真-8)。出入口の上部に架かる、切妻型小屋根の立面図が2面描かれている。

学習院に関する図面はこの一枚のみであるから、図面の内容からそこに描かれた建物がいつの時代の、どの建物の、どの部分に当たるのかを知る事は難しい。そこで学習院校舎建設の時代と胖の経歴

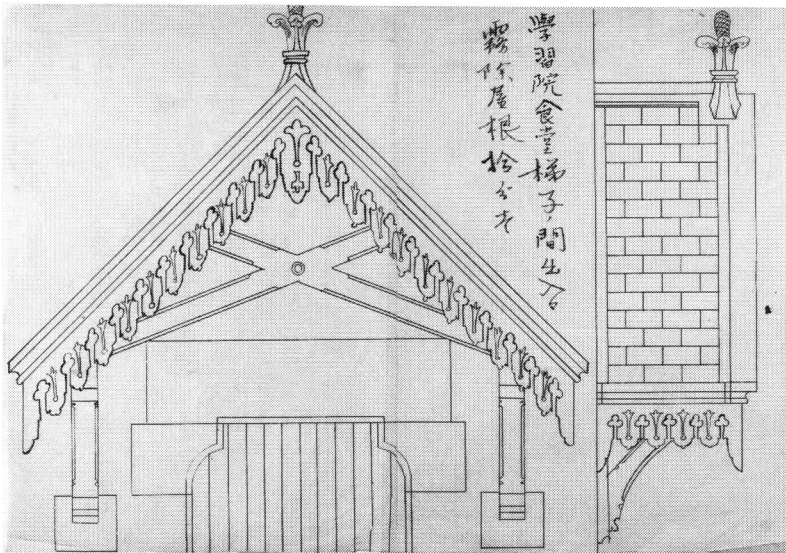


写真 8 学習院図面(「学習院食堂梯子ノ間出入口霧除屋根拾分壺」, 38.5×27.0(cm), 美濃紙, 墨入り, 日付不明)

表 1 資料に見る学習院校舎建築工事年月日

NO	校 舎 名	所 在	起工年月日	竣工年月日	設 計	施 工	典 拠
1	学習院校舎	神田錦町		M10. 6			12.
2	学習院予備科生徒食堂		M21. 4.				1.
3	学習院幼年舎	虎ノ門	M22. 3				2.
4	学習院校舎	四谷尾張町	M22.10.11 ¹⁾	M23. 9.10	渡 辺 譲・北 澤 虎 造	清水満之助	3. 4. 5. 6. 7. 11. 12.
5	学習院青年舎	同上	M23. 7. 1	M23. 9.10	渡 辺 譲	同 上	11.
6	学習院校舎	北豊島郡高田村字高田 ²⁾	M39. 7 ³⁾	M42. 8	久 留 正 道・柴 垣 鼎 太 郎・ 中 川 一 某	石井組他	8. 9. 10. 11.

【典拠一覧】1. 『建築雑誌』第 19 号, 明治 21 年 7 月号
2. 『建築雑誌』第 28 号, 明治 22 年 4 月号
3. 『建築雑誌』第 34 号, 明治 22 年 10 月号
4. 『建築雑誌』第 37 号, 明治 23 年 1 月号
5. 『建築雑誌』第 38 号, 明治 23 年 2 月号
6. 『建築雑誌』第 47 号, 明治 23 年 11 月号
7. 『建築雑誌』第 48 号, 明治 23 年 12 月号
8. 『建築雑誌』第 127 号, 明治 30 年 7 月号
9. 『建築雑誌』第 255 号, 明治 41 年 3 月号
10. 『建築雑誌』第 258 号, 明治 41 年 6 月号
11. 工学会編『明治工業史 建築篇』, 昭和 2 年
12. 高杉造酒太郎編『明治大正建築寫真聚覽』, 建築学会, 昭和 11 年

註 1) 典拠 3. によれば, その起工は 10 月 1 日, 典拠 6. によればその起工は 10 月 4 日としているが, ここでは典拠 11. の記述をとった。
2) 典拠 9. ではその所在を小石川雑司ヶ谷としている。
3) 典拠 8. によれば, 明治 31 年 2 月に起工予定であったという。

とを比べて考えてみたい。

学習院の校舎建設工事について、胖の活躍した時代に限って見てみると表1のようになる。このうち1番の校舎はまだ胖が子供の時に建設されているから胖が関わった可能性はない。また「資料」と照らし合わせた時に胖が何らかの仕事に関わっていた期間には他の仕事は行えなかったと考え、その期間と重なるものについて除いてみると、3番・5番の校舎が除かれる。そうすると2番・4番・6番の校舎の建設工事がちょうど胖の履歴の中の空白期と重なっていることになる。ところが6番の校舎の工事の始まる明治39年(1906)7月頃には、胖は大阪に住んでいた¹⁶⁾。後に述べるがこの明治39年の10月から胖は最後の奉職先となる鉄道院市街線建築事務所(当時は鉄道作業局)に勤めている。おそらく大阪から東京に居を移したのは鉄道作業局に勤める事がきっかけであろうから、同局で働く前にわざわざ東京から転居してまで学習院校舎新築工事に関わったとは考えにくい。よってこの6番の校舎も除外して良いと思われる。

残されたのは2番と4番の校舎である。ここで注目したいのは4番の設計者として名前の掲げられている渡辺譲についてである。渡辺はドイツ留学建築家の中の一人で、当時臨時建築局に所属していた。この臨時建築局は後に内務省の所管となり内務省建築局となるのだが、後に述べるごとく胖は華族女学校校舎建設に関わった後、「資料」の上での空白期を経てこの内務省建築局に勤めることになる。さらにここで一時期渡辺の下で働いたと思われる時期もある¹⁷⁾。そのように後の胖の経歴を含めて考えると、この時期渡辺の下で学習院校舎建設の手伝いをし、しかる後渡辺の斡旋もあって臨時建築局で働くようになったと考えることもできる。以上のことをふまれば胖の遺品の「学習院食堂梯子ノ間出入口霧除屋根拾分壺」図面はこの明治22年(1889)10月11日にその工事が始められた渡辺譲設計の校舎に関する図面である可能性が強い(写真-9)。

こうして胖は工手学校を退学した後、各地の建設現場で見習い、あるいは実習をしながら実地で建築を学んでいくことになる。

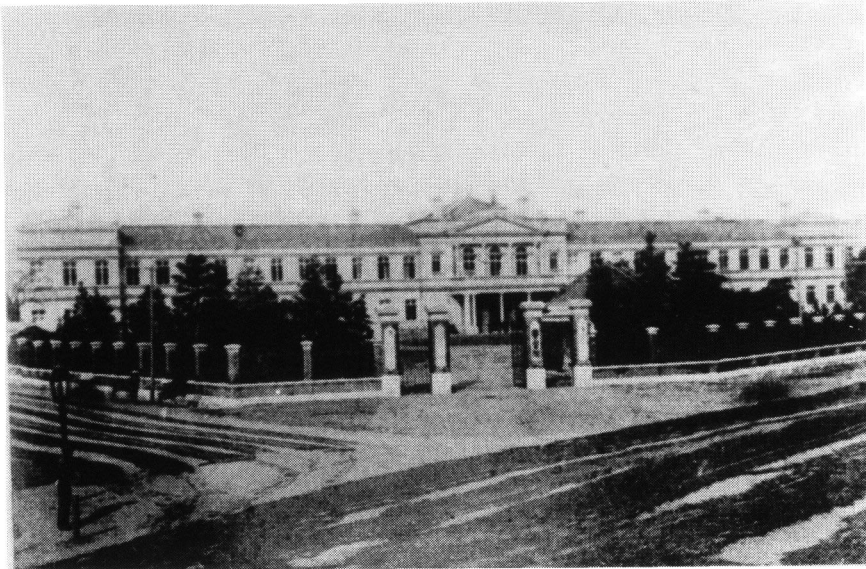


写真 9 学習院(『明治大正建築寫真聚覽』より)

1-3 ドイツ留学時代

明治22年(1889)7月、華族女学校新築校舎完成後「資料」の上では5カ月間の空白期を経て、翌明治23年(1890)2月、胖は東京裁判所新築工事現場に製図及び現場督役として雇われる。東京裁判所(写真-10)の新築工事は内務省建築局の指示のもと行われていた。

胖がどのようないきさつでこの東京裁判所建設工事に関わる事ができたのか、それについて記す資料は未見である。ところで東京裁判所の計画を進めていた臨時建築局(後の内務省建築局)の開設とその後の計画推進については当時の外交官・青木周蔵が深く関わっていた。青木と胖は同郷であり父親の倫と青木とは青年時代第2次長州征伐の戦役に一緒に従軍した仲である。あるいは胖の就職に対しては青木の紹介があったのではないだろうか。また胖はこの仕事の前に学習院校舎新築で渡辺譲の下で働いていた事が推測される事は先に述べた。胖の内務省建築局入局に対してはあるいは渡辺の推薦があったとも考えられる。

この東京裁判所新築工事で胖は同建物の建築工事主任を務めている妻木頼黄、及び御雇外国人リハルド・ゼールの下につき、製図や現場の監督をしていたようである。この新築の裁判所に関する図面もかなり残されており、その内トレーシングペーパーに墨入れされた断面図¹⁾(写真-11)などは当時の建物の様子を示した貴重な資料であるといえよう。またこの裁判所に関する図面の中には他の建物の図面にはみられない、開口部回りのアーチの煉瓦の納め方を描いた物²⁾(写真-12)が残されており、胖が設計図面をもとに現場でどの様に煉瓦を納めるのか、職人との間にたって苦労している様子が推測される。またこれらの図面ではこれまで見てきた図面には見られなかった、ドイツ語による表記がいたるところに書き込まれ、この時すでに胖がある程度ドイツ語を解せた事が推測される。胖がいつドイツ語を学んだか定かではないが、この臨時建築局ではそれまでの現場に比べて比較的長く2年以上にわたり勤め上げていることから、おそらくゼールの下で働いている間にドイツ語を学んだのかもしれない。

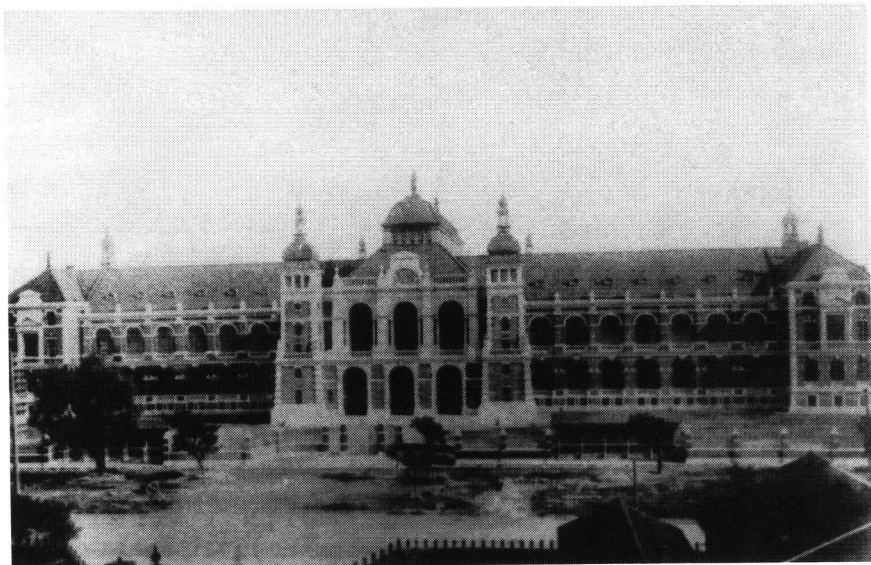


写真 10 東京裁判所(『明治大正建築寫眞聚覽』より)

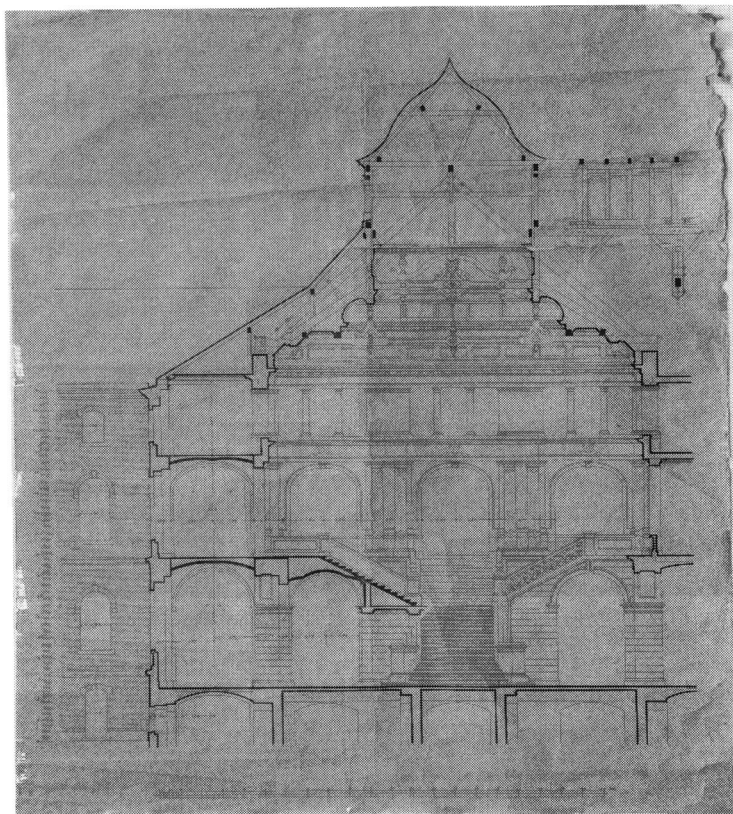


写真 11 東京裁判所図面（図面名不明，67.5×76.0(cm)，トレーシングペーパー，墨入り，日付不明）

胖の遺品の中には、ちょうどこの「内務省建築局」が計画を進めていた他の建物についての図面も残されている。司法省（写真-13）と海軍省（写真-14）に関する図面^{9）}（写真-15・写真-16）がそれである。これらの図面が胖のもとに残されているという事は、胖が裁判所新築工事のみならず、「内務省建築局」で実施されたその他の計画についても関わっていた事が推測される。

胖はこの「内務省建築局」の中で実際にドイツ人建築家のもとで働き、ドイツ留学から帰ってきた日本人建築家の薫陶を受け、さらに日本に於けるドイツ建築の最高峰とも呼べそうな作品群に直にふれる事となった。こうした体験が胖のドイツ建築に関する関心を次第に膨らませていき、胖はドイツ留学を決意する。

明治 25 年 (1892) 4 月、胖はドイツ留学の旅にでた。東京裁判所ははまだ建設途中であったから、仕事を途中で投げうって留学を決行したものと思われる。当時海外に留学する事は費用や渡航手段などの面からいって大変な事であったと思われる。事実「臨時建築局」の時代に行われた官費によるドイツ留学には希望者が殺到したという^{4）}。そのような時代に胖は私費で留学を果たしている^{5）}。様々な建設現場で働いていたとはいえ、いまだ見習いである身の胖にとっては私費で海外に留学できるほどの稼ぎがあったとは思えない。何らかの形で留学の費用を立て替えた後ろ立てがいたことが推測され

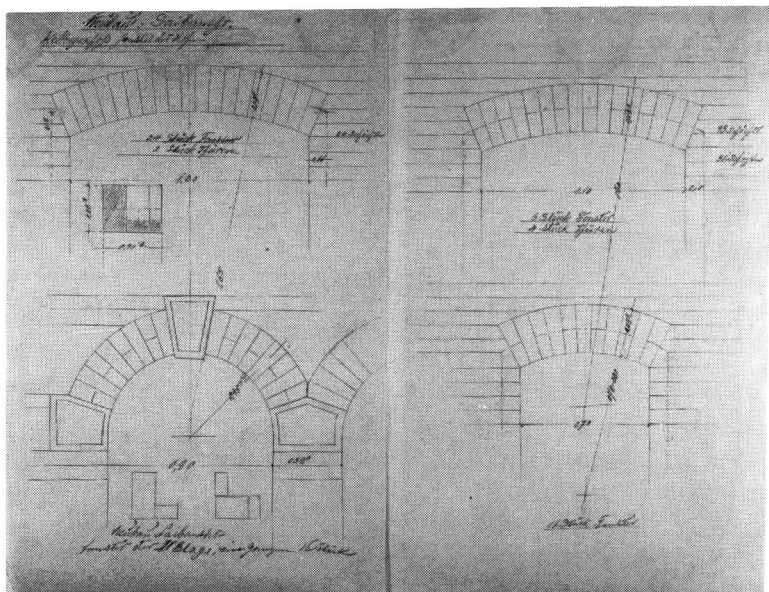


写真 12 東京裁判所図面（「Neubau: Saibansho Kellergeschos Fenster der Hof」, 41.0×32.5 (cm), 鉛筆, 日付不明）

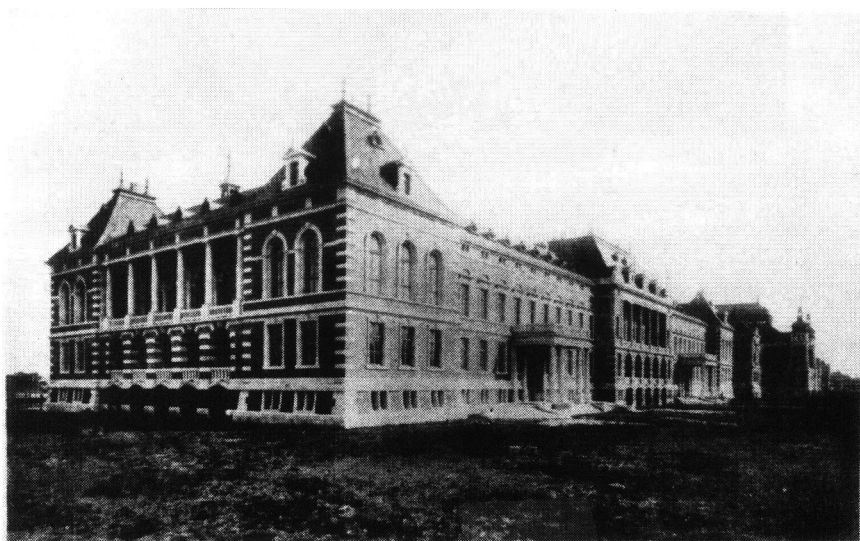


写真 13 司法省（『明治大正建築寫真聚覽』より）

る。さらに工手学校を中退した身の上で、やっとの思いで手にした東京裁判所建設の仕事を投げ打ってまで、この時期に留学を決定したのは何か理由があるように思われる。ここで注目したい人物に、青木周蔵の存在があげられる。青木はこれまで見てきたように胖の人生の中で数々の影響を与えてき

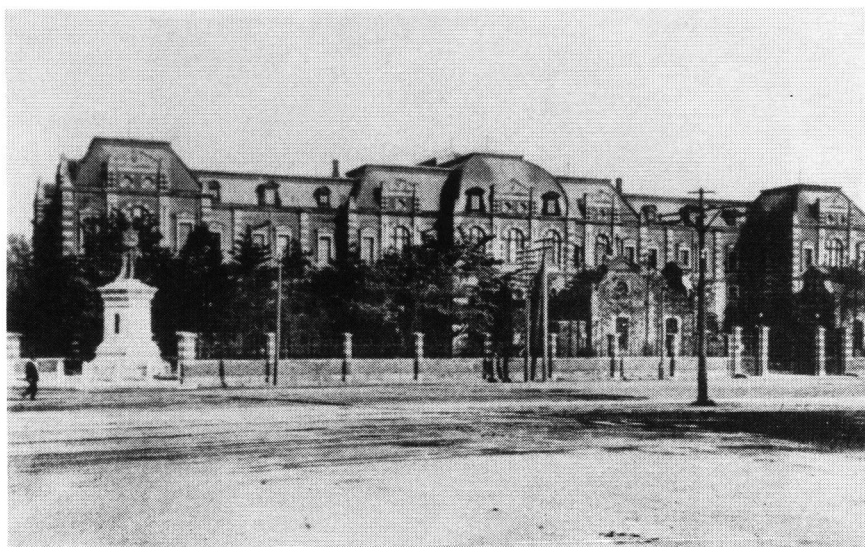


写真 14 海軍省（『明治大正建築寫眞聚覽』より）

たことが推測された⁶⁾。ここでもその影響力を行使したことは十分考えられる。特に今回はいまでも何くれとなく援助してきた青年が、青木自身が深く通じているドイツという国に留学を希望している。かつて青木はドイツ留学を夢見て、やっとの事でそれを果たしたという経験がある。何とか胖の夢を自分の手でかなえてやりたいと青木が考えたとも推測される。青木の地位⁷⁾からすれば青年一人を外国に留学させるぐらいの財力は充分保持していたであろう。さらにこの年、青木は三たび駐独全権公使となってドイツに赴いている⁸⁾。青木が胖に対する援助を申し出たとするならば、胖にしてみればこの時を逃してはドイツ留学を果たす事はできないと考え、それまで勤めた仕事も投げ打ってドイツ留学を決行したのかもしれない。

ドイツではかつての日本人建築家留学生達⁹⁾が通っていた、ベルリンの「シヤロッテンブルヒ工科大学」¹⁰⁾に明治 25 年 (1892) 10 月に入学を果たし、学業の合間を縫ってツアール及びバル合名建築会社で製図及び現場督役見習いとして働いていた。このドイツ留学は胖の人生にとってかなり思い出深く、また貴重な経験として心に刻まれたようで、後に残された遺品の大半がこのドイツ留学時代のもので占められている。

ドイツ留学中の胖の活動を知る手がかりはほとんどないが、現在のところ唯一胖のドイツ留学中の存在を示した記事が『建築雑誌』中に残されている¹¹⁾。これは明治 26 年 (1893) 10 月に発行されたもので、当時ヨーロッパを視察中であった中村達太郎が、近況報告の形で学会に宛てた手紙が誌上に報じられたものである。中村は明治 25 年 (1892) 初旬から翌明治 26 年 (1893) 12 月 30 日までのほぼ 2 年間各地を旅し¹²⁾、明治 26 年 9 月時点ではドイツに滞在していた¹³⁾。記事は今後の予定や現在の心境などを記した後、次のように続く。

「當地には工手学校卒業生村上胖氏が在留致居候に付時々通辨案内を頼み不絶世話に相成居候」¹⁴⁾
 胖を工手学校卒業生であると記しているのは中村の誤記であろう。しかし中村は先にも述べたごとく工手学校の教師であった事から、あるいは在学中の胖の事を覚えていたのかもしれない。胖はかつての恩師がドイツに来たというので通訳や案内をかってでた。あるいは当時海外留学生などそれほど多

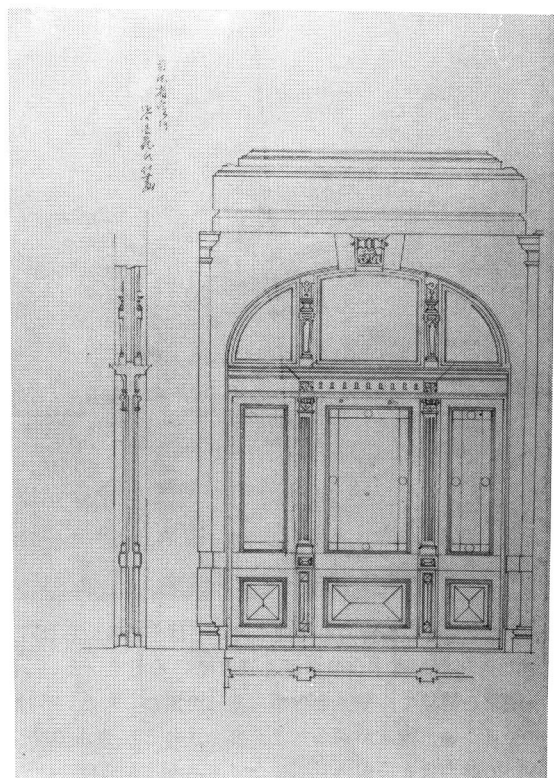


写真 15 司法省図面（「司法省官庁 河合浩蔵氏計画」，27.0×38.0 (cm)，美濃紙，鉛筆，日付不明）

くあったとは思えないから胖のドイツ留学の件は案外学会内には広まっており，中村自らが案内を頼んだのかもしれない。いずれにせよ胖のドイツでの生活の息吹を伝える数少ない資料である。

明治 28 年 (1895) 4 月まで，胖は 5 学期間「シャロットテンブルヒ工科大学」において，修業したと『履歴書』に記載している。1 学期を約半年間であると考えれば，2 年半同校に在学していた計算になり『履歴書』の記述と一致する。その後同年 5 月 15 日，胖は「全大學本科修業證明書ヲ受」¹⁹⁾ けたと述べている。5 学期間の修業を終えた後，胖は帰国の途につくが，途中ドイツ国内・イギリス・フランスの有名建築を視察している。各国の建築について胖はドイツ留学中に相当学んでいたらしく，遺品の中にはそれらを解説した写真などをスクラップしたものが残されている。約 5 カ月間各国を旅した後の明治 28 年 (1895) 11 月，約 3 年 7 カ月ぶりに胖は故国の土を踏んだ。

1-4 司法省管轄時代

留学後，明治 28 年 (1895) 11 月に帰国してから，半年ほどの間，胖の足跡はまたしても不明である。東京裁判所の新築工事はまだ続いていたから，あるいは旧職に復した事も考えられる。しかしながら 3 年半もの間現場を離れており，その間組織や現場の様子も変わっていたであろうし，仕事の経緯も 3 年半前の事情で考えては追いつかないはずである。以上のことから，簡単に旧職に復したとは考え

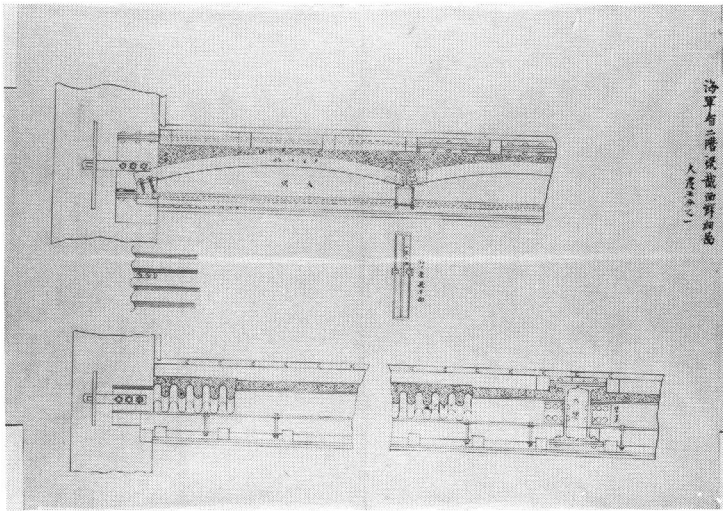


写真 16 海軍省図面（「海軍省二階梁截面詳細圖」，79.0×55.5(cm)，美濃紙，墨入り，日付不明）

にくい。また仮にもドイツで建築学を修めた、いわば洋行帰りであるから今までのように現場実習や製図及び現場督役見習いといった地位に戻って働く事はやりきれなかったのではないかと。

この様な時、ドイツ帰りの胖を拾ってくれたのは河合浩蔵であった。河合はそれまで関わっていた内務省建築局における司法省新築工事が、胖が帰国したのと同時期の明治 28 年（1895）12 月に完成し、明けて明治 29 年（1896）4 月 13 日に司法省より大阪控訴院及び大阪地方裁判所庁舎の建築設計取調を囑託され同時に工事監督を囑託されている。それまで関わっていた司法省庁舎はドイツ人建築家の図面に沿って手がけた仕事であったが、今度は自らの手によって設計施工を進める事になり、いわば河合の官公庁設計の第 1 作目をこれから手がけようとしていたところであった。河合はこの建物のデザインをかつてドイツ留学で学びとったドイツ式建築術を存分に活用し、ドイツの様式に則った建物にしようと考えた。そこでドイツの建築術、あるいはドイツの建築様式、さらには自分が今まで培ったドイツ式の設計法・思考法を理解し、河合の手足となって実行できる能力を持った助手を捜し求めたものと思われる。そこでドイツから帰国したばかりで、まだ確たる職場にもつけない胖に白羽の矢を立てたのではないかと。河合と胖とは内務省建築局以来おそらく良く知った仲であったと思われる。胖の遺品の中には河合がその建設の任にあたっていた司法省の図面が多数含まれている。さらには明治 23 年（1890）に河合の手によって改築竣工した演芸場である春木座に関する河合のサインの入った図面なども胖は所持していた。このことから胖は東京裁判所新築工事に携わりながらも、司法省や春木座の建築にも関わっていた事が推測される。いわば河合にとって胖は気心の知れた存在であったといえよう。

こうした経過を経て胖は明治 29 年（1896）6 月 19 日大阪控訴院より工費雇いを命じられ、同庁舎新築工事に関わる事となる。その給料は日給で 1 円 35 銭。週 5 日働いて月 35 円程。洋行帰りの建築家としては低く見積もられたものだが、工費雇の身にしてみればそれでも良い方だったのであろう。

ここで注目したいのは『履歴書』に記載された胖の同建設現場における辞令の発行元である。胖の辞令はこの大阪控訴院新築にあたっては、大阪控訴院から発行された工費雇の職であり、辞令は河



写真 17 大阪控訴院（『明治大正建築寫眞聚覽』より）

合²⁾の様に司法省から直接下りたものではなかった。これは胖がこの時点では司法省からその力量を認められておらず現地採用のような立場であった事をうかがわせている。ドイツ留学帰りといえども、その実力はすぐには認められなかったものと思われる。

大阪控訴院（写真-17）の建設は胖の就職する2月程前から河合の手によって始まっていたようで、『明治工業史 建築篇』ではその起工を明治29年（1896）4月としている³⁾。先にも述べたがこの月、設計者の河合浩蔵が建築設計取調を委託されているのにも関わらず、もう工事が開始されているのはいささか解しかねるが、この大阪控訴院建設工事は前の庁舎が火事によって焼失してしまったために急速再建に取りかかったもので、本庁舎の設計終了を待たずに焼け跡の整地、仮庁舎の建設に取りかかったものをその起工年としたためであろう。河合はこの庁舎建設のために明治29年（1896）11月30日に大阪控訴院詰めを命ぜられ⁴⁾、同所に出張所を置き⁵⁾拠点を大阪へと移した。この日を境にして以降河合は関西で活躍することになる。河合のもとには7,8人の技手があり⁶⁾河合の仕事を補佐していた。おそらく胖もこの中の一人であったと思われる。

明治33年（1900）3月、大阪控訴院庁舎が完成すると、同月31日付けで胖は工費雇を解かれる。しかしながらすぐさま同日付けで、司法省より神戸地方裁判所庁舎建築工事での監督補助を命じられ、これを囑託している。前回大阪控訴院建設ではその辞令は大阪控訴院から工費雇として発せられ、報酬は日給で1円35銭だったのに対し、今回は司法省直々にその辞令が発せられ、月給で60円を与えられることとなった。大分出世したことになる。この神戸地方裁判所庁舎は先の大阪控訴院庁舎と同じ河合浩蔵の設計で、この3月31日付けでの辞令は設計者の河合と同時に交付され、河合は建築工事監督を囑託した。いわば大阪控訴院建設に関わった組織が、そのまま移行して神戸地方裁判所建設にあたったことになる。

この神戸地方裁判所（写真-18）の建設は明治33年（1900）3月から4年後の明治37年（1904）3月



写真 18 神戸地方裁判所（『明治大正建築寫眞聚覽』より）

にかけて行われた⁷⁾。この間胖はそれまでの現場督役見習いや工費雇といった、いわば下級の肩書きを持った立場とは異なり、建築工事監督補助として同裁判所建設にともなって、様々に活動していることがその履歴から窺える。

そうした活動の一つとして、工事開始からおよそ2年半経過した明治35年(1902)10月8日、胖は神戸市立湊川実業補習学校教員を嘱託している。湊川実業補習学校は神戸市楠町にあり、明治29年(1865)に創立された学校である⁸⁾。実業学校とは実業すなわち工業・農業・商業などの実際の生産に関わる職業に就こうとする者が、その業を学ぶための学校である。湊川実業補習学校ではその学科が工業科と商業科にわかれ⁹⁾、さらにそれらが細かい分科に分かれていた¹⁰⁾、その分科の一つに建築製図科があり¹¹⁾、胖はおそらくこの分科の教員を嘱託していたことが推測される。

胖がなぜ実業学校の教員を勤めるようになったのかは定かではない。学校側からすればちょうど今東京からドイツ帰りの建築家が、地元の裁判所を建てるためにやって来ているわけだから、これに教えを請わない法はない、というような判断で講師となることを依頼したのかもしれない。しかし胖がこれに応じる必要はないわけで、河合を筆頭に胖以外にその任にふさわしい人物はたくさんいた。特に河合は帝大出で工手学校で教鞭をとっていたという豊富な経験もあった。たとえ胖がドイツ留学の経験があっても、それまで督役見習いだの工費雇だのといったいわば下積みを経て、ようやくこの神戸にきて監督補助という職に就いた身分である。こうした肩書きだけで考えると胖がここで教鞭をとるのはあまりふさわしくないように思える。

しかしながらここで注目したいのは父・倫の影響である。幕末維新時の殺伐とした革命活動のさなか、倫は藩士育成のためにそれまで中止されていた藩校を再興すべく奔走している。また再興なった藩校では会頭の一職に就いて、自ら藩士育成のために教壇に立っていた。このことは倫が教育というものに深い関心を示し、また教育に対し確たる信念を持って実践していたことを物語っている。

こうした倫の経験は、息子胖に強い影響として受け継がれたように思われる。特に胖は工手学校に於ける建築修学を、父親の病によってあきらめざるをえなかったという苦しい経験がある。その上に生前の父親から後進育成の重要性を教えられていたかもしれない。このことが胖をして自ら教壇にたたせる強い要因となっていたのではないか。胖は明治35年(1902)10月8日から翌明治36年(1903)12月12日までのおよそ1年3カ月間教壇に立っていた。この当時の学則では修業年限は6カ月間であったというから¹²⁾ およそ2期間に渡り教鞭をとっていたものと思われる。明治36年12月にこの職を辞したのは、翌年に迫った神戸地方裁判所の竣工を前にしていたため、区切りのいい学期の最後で辞めたものと思われる。

この他にも『履歴書』の中に、胖が神戸地方裁判所建設にあたって様々に活動していた事が窺える記述がある。胖が湊川実業補習学校で教鞭をとっていた明治36年(1903)の4月と5月の2回にわたって彼は岡山県に出張を命ぜられている。いずれも神戸地方裁判所建設に関わった出張で、『履歴書』によれば1度目は4月15日で「陶器窯元取調ノ為メ岡山縣下伊部へ」¹³⁾、2度目は5月18日で「製品取調ノ為岡山縣下伊部村備前陶器株式會社へ」¹⁴⁾出張をしている。おそらく裁判所建設に用いられる陶製品を発注するための、1度目は現地地下見調査、2度目は現地工場と契約を結びに岡山まで赴いたのであろう。

これらを見てわかるとおり、胖はこの神戸地方裁判所建設に関して、ある程度の決定権を持った職に就いていたことがうかがえる。それまで見習いや実習といった人に使われる立場から、ようやく自分の意志決定が建物建設の現場に生かされる立場に出世したのであった。

こうした推測を裏付ける記述を当時の英字紙『THE JAPAN WEEKLY CHRONICLE.』に見ることができる¹⁵⁾。同紙では「THE NEW COURT BUILDING AT KOBE. A LOOK ROUND.」¹⁶⁾と題し新築成った神戸地方裁判所の紹介記事を載せている。記事は裁判所の概要を記した後、その設計者と工事担当者に関して次のように紹介している。

「The architect is Mr. Kozo Kawai, whose work has been done under Government contract and has given general satisfaction. He is a gentleman of large experience, having studied in Europe and having been responsible for the Tokyo Court of Justice and the Osaka Appeal Court besides other important buildings; he also assisted in the building of the Imperial Palace. In the work at Kobe he has been assisted by Messrs. S. Kotani, Y. Murakami, and M. Isoda, as assistant architects. Since October 16th, about 150 men in all departments have been employed in the buildig operations, working on an average ten hours per day.」¹⁷⁾ (傍線久保田)

この記述から分かるように、神戸地方裁判所の建設にあたっては、設計者・河合浩蔵を補助した建築家としてS.コタニ・Y.ムラカミ・M.イソダの名前が上げられている。その内のY.ムラカミとはすなわちユタカ＝ムラカミ、村上胖の事であることがわかる。この記事から推察されるように胖は神戸地方裁判所建設に当たり、河合浩蔵・S.コタニに次いで3番目に数えられ、比較的現場の高位に位置した建築家であったことが分かる。こうしたことから神戸地方裁判所建設に当たっては、河合の基本設計のもと胖をはじめ3人の建築家達がそれぞれ分担し細部の意匠や納まりについて計画していったであろう事が推測される。

明治37年(1904)3月31日、神戸地方裁判所庁舎が竣工すると、胖は監督補助の職を解かれる。その後履歴の上では次の職に就く2年半の長きにわたりその活動が不明である。遺品の中でちょうどこの時期のものとして何通かの手紙が残されている。内容はおそらく親戚からと思われる私的なものであるが、この時期の胖の所在を示す資料として重要なものである。

残された手紙の中で胖の履歴の明治37年からの空白期間中に受け取ったもので、一番新しいもの

は明治39年(1906)6月30日の消印が押されている。この手紙の宛先は大阪市北区空心想町127番地になっている¹⁸⁾。また遺品の手紙の中で一番古いものは明治36年(1903)6月6日のもので胖が神戸地方裁判所建設に関わっていた時代のものであり、やはり先の明治39年6月30日消印の手紙と同じ大阪の住所になっている。これらの資料からわかるように、胖はおそらく大阪控訴院建設に関わった時から生活の拠点をそれまでの東京から関西、それもおそらく大阪に移し、神戸地方裁判所建設時においても大阪の拠点は変わっていなかった。この事はその後の履歴の上での明治37年からの空白期でも同じことで、明治39年6月30日付けの手紙が存在する事から、次の職に付くおよそ3カ月前まで大阪に住んでいたことがわかる。

大阪で胖がこの履歴の上での空白期に何をやっていたのかはわからないが、やはり建築に関わる仕事をやっていたのではないかと。胖の遺品の中で、それまで関わってきた洋風庁舎建築に関する図面類とは別に、和風の住宅に関する図面がいくつか残されている。描かれた時代はわからないが、この履歴の上での空白期に描かれたものと考えれば、胖はこの時期次の職につくまでの間、個人に頼まれた住宅設計などの仕事を行っていたとも考えられる。

1-5 鉄道管轄時代

大阪でおそらく個人住宅の設計をしていたと思われる2年半の空白期を経て、明治39年(1906)10月19日、胖は鉄道作業局工務部設計係を命じられその任に就く。翌明治40年(1907)9月12日、官制改正後帝国鉄道庁技師となり市街線建築事務所勤務を命じられる。市街線建築事務所とはその前身を新永間建築事務所といい、時代により担当区間は多少変更されるものの、当時の起点駅であった上野駅と新橋駅を接続するための路線建設のために開設された事務所であった。この計画は明治22年(1889)の東京市区改正計画にその端を発し¹⁹⁾、途中計画の変更・訂正など紆余曲折を経ながら明治29年(1896)4月28日、新永間建築事務所開設と共にその建設が開始された²⁰⁾。建設される線路は高架線路とし、その調査設計に当たってはドイツ人技師・ルムシュッテルやバルツァーがこれにあたっていた²¹⁾。明治33年(1900)9月に工事は着工されたが途中日露戦争などをさき工事は中止される。しかしながら明治「三十九年ニ至リ國運ノ發展ハ更ニ該工事ノ再興ヲ促シ」²²⁾はじめ、まさにその様な時期に胖は鉄道作業局に入局し、明治40年(1907)9月12日には市街線建築事務所に入所することになる。新永間建築事務所は官制改正にともない明治40年(1907)4月1日に市街線建築事務所と名を変えるため²³⁾、事務所開設から半年ほど経ってから胖は入所したことになる。市街線建築事務所の所長には帝国鉄道庁工務部技術課長技師岡田竹五郎が新永間建築事務所時代から引き続きその任につくことになった²⁴⁾。

胖の在籍中のおよそ6年間、つまりは後に述べるごとく、市街線建築事務所がその名前で存在していた期間の所員の構成は表2のごとくである。この表は国立公文書館に所蔵される、各年度ごとの『職員録』によっている。職員録は後に変更されるが、おおむね各年の5月1日現在の状況で作成されている。胖が逋信省鉄道作業局に入局した明治39年10月の段階では、その年の職員録は作成されてしまった後であるから当然名前は掲載されていない。しかしながらその翌年の明治40年の職員録にも胖の名前は見あたらず²⁵⁾、ようやく胖の名前が顔を出すのは胖が市街線建築事務所に籍を置くようになった明治41年の職員録からである²⁶⁾。この年の職員録の記載は各組織ごとにまとめられた記載方法をとっておらず、肩書きごとにまとめて氏名を掲載する方法をとっている。よって胖が市街線建築事務所に所属していることは、この職員録からは明らかにしえない。しかしながら胖の肩書きは技師で、7等11級を下賜され、赤坂区新坂に住んでいたことがわかり、肩書きと俸給は『履歴書』の記述を裏付けている²⁷⁾。

表 2 市街線建築事務所職員の変遷

	明治 42 年			明治 43 年			明治 44 年			明治 45 年		
技師	岡山森金村乙安	田中井上葉部	竹五郎新太郎早彦練	岡山森金村安長	田中井上部谷川	竹五郎新太郎早彦三敬	岡山森金村安長	田中井上部谷川	竹五郎新太郎早彦三敬	岡山森金村安	田中井上部	竹五郎新太郎早彦三敬
書記	光岡酒三	岡口井輪	豊次郎甚武政次郎	光岡酒三	岡口井輪	豊次郎甚武政次郎	光岡酒三	岡口井輪	豊次郎甚武政次郎	光岡酒三	岡口井輪	豊次郎甚武政次郎
技手	佐吾磯小今藤西伊長宮岩柳浅岡大村斉小吉風	藤孫子磯小今藤西伊長宮岩柳浅岡大村斉小吉風	九十九巳太郎準信男八直庄春忠太四郎房次郎一勝次郎俊栄太郎増太郎雄吉三郎吉梅	吾孫子磯小今藤西伊長宮岩柳浅岡大村斉小吉風	巳太郎準信男庄治郎春忠太四郎房次郎一勝次郎俊栄太郎増太郎雄吉三郎吉梅	吾孫子磯小今藤西伊長宮岩柳浅岡大村斉小吉風	巳太郎準信男庄治郎春忠太四郎房次郎一勝次郎俊栄太郎増太郎雄吉三郎吉梅	吾孫子磯小今藤西伊長宮岩柳浅岡大村斉小吉風	巳太郎準信男庄治郎春忠太四郎房次郎一勝次郎俊栄太郎増太郎雄吉三郎吉梅	吾孫子磯小今藤西伊長宮岩柳浅岡大村斉小吉風	巳太郎準信男庄治郎春忠太四郎房次郎一勝次郎俊栄太郎増太郎雄吉三郎吉梅	吾孫子磯小今藤西伊長宮岩柳浅岡大村斉小吉風

(各年度の『職員録』より)

この年の『職員録』の記述には、もう 1 点注目したい箇所がある。それは帝国鉄道庁の参事として青木周蔵の名が記されていることである。参事とは幹部事務官のことで『職員録』掲載の明治 41 年の時点では、総裁 1 人・副総裁 1 人・技監 1 人・理事 8 人の下に次ぐ役職である。ここに青木の名を見出すことは、胖の鉄道作業局入局に当たっても何らかの形で青木の斡旋があったことが推察される。

明治 42 年以降の『職員録』には各組織ごとの職員の名が記されており、それをまとめたのが先の表

である。これを見てわかるように市街線建築事務所の職員は技師・書記・技手で構成され、それぞれ技師は6〜7名、書記は4〜5名、技手にいたっては18〜25名が在籍していた。このうち書記は組織の事務部門を担当し、技術的な職務は技師が中心となっており、技手がそれを補佐する形で遂行されていたことが分かる。職員は各年度で多少の移動はあるものの、市街線建築事務所の組織のもとでは概ね一貫して同一の職員がその職務を全うしていたことがうかがえる。こうした組織の構成や職員は、市街線建築事務所が廃され東京改良事務所と名を変えた後にも引き続き受け継がれていたようで、東京改良事務所に名を変えた大正2年の『職員録』の該当個所には同様の職員構成や同一職員名を見出すことができる。

市街線建築事務所が最初に行った建設工事は御茶の水・万世橋間の高架建設工事であった。この工事はそれまで甲武鉄道株式会社によって進められていたが明治39年(1906)10月、鉄道国有化にともない未完のまま市街線建築事務所に引き継がれていた¹⁰⁾。そのような中で胖は明治40年(1907)9月12日市街線建築事務所に所属する。工事は着々と進められ、明治41年(1908)4月には御茶の水・昌平橋間の高架線建設工事が竣工し、同月19日には電車運転が開始された。さらに明治45年3月には残る昌平橋・万世橋間の高架線工事が竣工し、万世橋停車場が竣工している。翌4月1日には昌平橋停車場が廃され万世橋停車場までの電車運転が始まる¹¹⁾。

これと平行し、芝金杉町より中央停車場にいたる線路建設も始まって、明治41年(1908)3月には中央停車場が、明治45年(1912)5月には烏森停車場の建設工事がそれぞれ始まり、中央停車場の開業と時を同じくして大正3年(1914)12月2日烏森停車場が開業し、それまでの新橋停車場は旅客業務を烏森停車場にゆずり自らは貨物専用駅となって名も汐留駅と改める¹²⁾。

市街線建築事務所において、胖がどのような建物の建設に関わったのか「資料」には明らかにされていない。しかしながら小数ではあるものの遺品としてこの市街線建築事務所に関するものが残されており、それから胖が関わった建物を推測する事ができる。直接胖の遺品として残されたものの中に

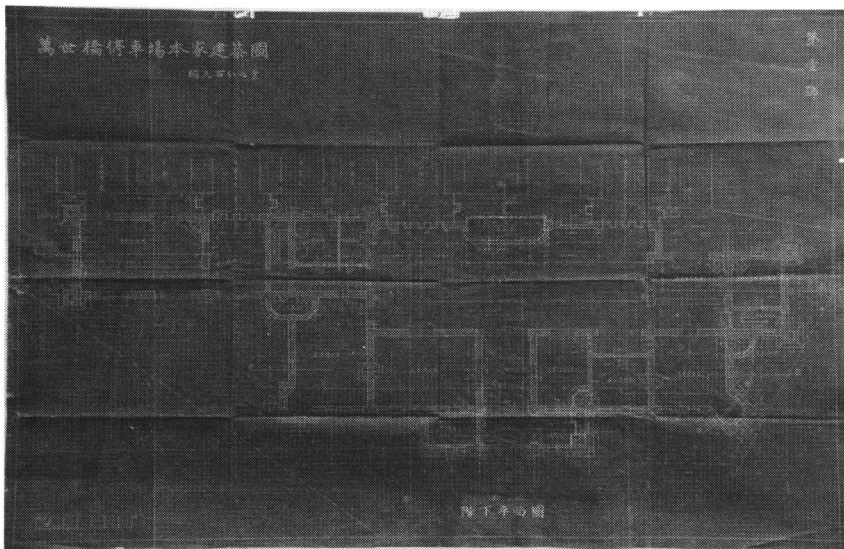


写真 19 萬世橋停車場図面（「萬世橋停車場本家建築圖」, 95.5×61.5(cm), 青図, 青焼き, 日付不明）

『市街線高架鐵道萬世橋停車場本屋新築工事示方書』¹³⁾と『萬世橋停車場本家建築圖』¹⁴⁾(写真-19)があり、これらの遺品から胖が万世橋停車場建設に関わっていた事が推測される。また遺族からの聞き取りによれば、新橋駅の建設に関わっていたらしいとの証言もあり¹⁵⁾、さらには胖の故郷山口県下関市の市立長府図書館には、胖の遺品と思われる図面が何枚か残されており、その中に烏森停車場に関する図面がいくつかある事から、胖が烏森停車場建設にも関わっていた事が推測される。これらのことはさきに述べた市街線建築事務所の担当業務に一致することから、胖はここで駅舎などの建築関係の建設を主な仕事内容として扱っていたことが推測される。

大正2年(1913)6月市街線建築事務所は廃され同月3日東京改良事務所と名を変え新たなスタートを切る¹⁶⁾。所長は引き続き岡田竹五郎であった¹⁷⁾。市街線建築事務所廃所と時を同じくする大正2年(1913)5月5日、胖はこの職を免ぜられる。これを最後に胖は官庁勤務を引退することになり市街線建築事務所が最後の奉職先となった。

退職後の胖の行動を知る手がかりはほとんどなく、ただ一つ「訃報記事」がその行動を伝えてくれる。

「晩年官を辭して後は、東都の西郊上大崎に居を轉じて悠々自適し、出でゝは自然の美を愛し、入りては人工の美錦繪の三昧に入らる。」¹⁸⁾

胖は晩年は趣味の浮世絵蒐集にその余生を送っていたようである。遺品の中には集められた浮世絵が数多く残っていたという¹⁹⁾。胖が錦絵を収集しだしたのは、長年行動を共にしてきた河合浩蔵の影響があったのではないと思われる。河合は

「工部大学校在学中より華山派の重鎮野口幽谷について南画を学び、幽谷の没後その遺墨を集めた。また華山の画幅を蒐集しその数十余点にまでなった。これは明治三十六年四月神戸で観艦式があったとき、明治天皇の天覧に供されたという。また青年時代に新家孝正の岳父中井敬所について鉄筆の技を学び、自ら素秋と題して書画に親しんだ。昭和六年には愛蔵していた画幅から、華山、椿山、幽谷三大画伯の遺墨六十九点を影写した一卷『養神斎画譜 第一集』を刊行している。」²⁰⁾

という。明治36年(1903)4月に華山の画幅を天覧に供した時には、河合は神戸地方裁判所建設の最中であつたから、当然この事は一緒に仕事をしていた胖も知っていたであろうし、あるいはこの神戸の観艦式を見学していたかもしれない。このような河合に触発されて、胖も錦絵収集を始めたのかもしれない。

胖はドイツ留学中に集めた図面類を始め、自分の関わっていた仕事の図面類を、いつも分類整理していた。あるいは胖には一種の収集癖の様な物があって、その延長線上に錦絵収集もあったのかもしれない。

胖はこうして余生を送っていたが大正12年(1923)1月21日ついにその生涯を閉じた。享年56歳であった。

2. 村上胖の遺品

2-1 「村上胖資料」の構成

村上胖は死後、生前の活動を偲ばせる多くの遺品を残している。遺品は生前描かれた建築図面を中心に、ドイツ留学中に集めて製本した青焼図面、建築書、図面や切り抜きを綴じ込んだスクラップブック、書簡、浮世絵等で構成されている。これらのうちで特に建築に関連するものを総称し以後「村上胖資料」と呼ぶ。

「村上胖資料」は大部分がその遺族が遺品として所蔵してきたが一部散逸し、現在確認できた範囲内で以下の2箇所で所蔵されている。

その内の一つは個人所蔵の資料であり「村上胖資料」の大部分がここに所蔵される。村上家は、山口県下関市の産であるが、胖の父・倫の代から東京にその籍を移し、現在は墓所とともにその本籍は東京になっている¹⁾。胖の遺族は東京に住まい、遺品は最近まで遺族の手によって守られてきた。しかしながら下関の在所をひき払うにあたって多くを手放し、その一部が遺族より寄贈され、現在神谷宏治日本大学生産工学部教授のもとに所蔵されている。この個人所蔵資料は正式に遺族から受け継がれた、正真正銘の胖の遺品であるといえよう。

もう一つは、現在下関市立長府図書館に所蔵されている資料である。胖の遺族は籍を東京に移すにあたり、遺品のほとんどを手放した。手放された遺品は散逸し、現在そのほとんどが所在のわからない状態である。そうした遺品の内、和紙に描かれた建築図面類を引き取った下関市内の表具師が、その図面の重要性を感じとり、地元の図書館に寄贈したものが下関市立長府図書館所蔵資料である²⁾。図面は建築に関するもので建物名の記されているものも何点かあり、描かれた建物を列挙すれば「華族女学校」・「東京裁判所」・「神戸地方裁判所」・「烏森停車場」等である。これらはすべて胖の経歴と一致する建築ばかりであり、散逸した胖の図面の一部であると思われる。

「村上胖資料」の構成を具体的にしてみると次のようになる。

1. 建築図面—村上胖資料を構成する主要部分で、二百数十枚に及ぶ。
2. 書籍—ドイツ語の建築専門書と建築雑誌がほとんどで、その他にもドイツ留学の際に用いたガイドブックなどがある。日本語の物は少なく、後に市街線建築事務所に勤めた際に使っていた『市街線高架鉄道萬世橋停車場本屋新築工事示方書』や、輸入ドイツ製品のカatalogと思われる『日獨工業廣告』、そのほか日本古建築に関する縄張り図集などの古書が残されている。
3. ディテール集—おそらくドイツ留学中に集められたと思われる建築ディテールの青図を分類製本した物。
4. スクラップブック—文字どおり各種雑多な切り抜き・図面・写真・絵はがき等を台紙に貼り込んだ物であるが、皆建築に関する物ばかりである。
5. 書簡—私信と建築学会差し出しの物に大別され、消印から各時代における胖の住所を知る上で重要な資料になる。学会からの物は、当時の学会活動がどの様に行われていたのかを知る重要な手がかりになる物と思われる。

2-2 建築図面について

上記のように「村上胖資料」の構成は様々であるが、その中心となるものに建築図面がある。胖の経歴を知る上に於いてこれらの図面資料は特に重要な位置を占めている。そこで以下にその概要を述べる。

建築図面は厚紙に短冊状の和紙紙片を綴じ込んだ縦48cm×横35cm程の紙ばさみに挟み込まれ、一部は短冊状の和紙紙片に貼りつけられている(写真-20)。こうした紙ばさみは全部で5冊ありドイツ語や日本語で表題がかかれている。ドイツ語は独特の筆記体で書かれほとんどが判読不能である。

この表題はほぼ綴じ込まれている図面の内容と一致し、「入口」の表題を持つ紙ばさみには主に出入口に関する図面がはさみ込まれ、「窓原寸」の表題を持つ紙ばさみには主に窓に関する図面が挟み込まれている¹⁾。

建築図面類の体裁はまちまちで、図面寸法・紙質・表現法などは様々である。ただ紙質に関してはそのほとんどが美濃紙に書かれており、当時の図面は美濃紙に描かれるのが主流だった事をうかがわせる。

図面のほとんどは図面名はおろか建物名さえも記されていないが、少ないながらも建物名が記され

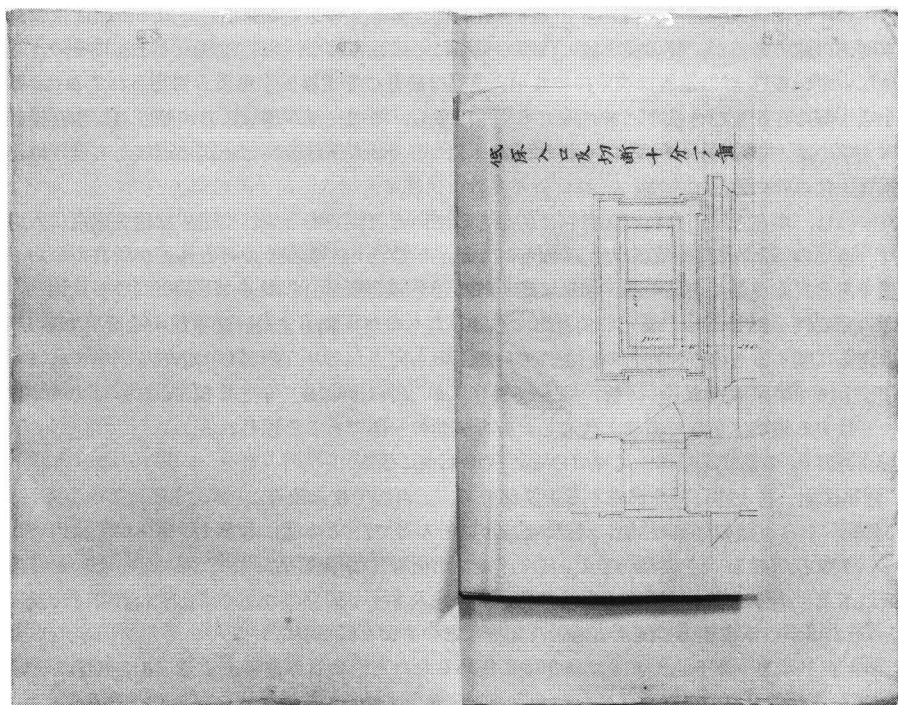


写真 20 紙ばさみ見開き（神谷宏治教授蔵）

た図面も存在し、これを手がかりにどの建物に関する図面なのか判明したものについて以下に紹介する。

〈華族女学校図面〉

胖が華族女学校建設に関わったのは『履歴書』によれば明治 22 年 (1889) 1 月の事である。この華族女学校に関する図面類は「村上胖資料」の中でもっとも古い物と位置づけられよう。華族女学校の物と思われる図面は全部で 16 枚ある。うち図面に明らかに建物名が記載されている物は 7 枚ある。このうち代表的なものを以下に掲載する。（写真-21・写真-22）

図面を観察する事によって興味深い点を 2 点ほどあげてみる。1 つは写真-4 の図面についてである。これは建物の側面を描いた図面であるが、これを竣工後の写真（写真-2）と比べてみると側面出入口に架かる小屋根の形が異なっている事がわかる。このことから華族女学校校舎設計にあたっては途中で設計変更が行われ、写真-4 はその設計変更前の状態を示した貴重な図面であるといえよう。

もう 1 点はこの図面の描かれている用紙についてである。写真ではほとんどわからないが、これらの図面の描かれた美濃紙は 1 枚の美濃紙ではなく何枚かの美濃紙をパッチワークのように継ぎはいだ物に描かれている。この事は華族女学校図面だけに限らず、胖の遺品の中で比較的初期に描かれたと思われる図面についても同様な事がいえる。このことからわかる事は当時の日本において建築図面を描ける程の大きさの紙は比較的高価で、実習ごときの身分で練習用に使えるほどの物ではなかったのではないと思われる事である。

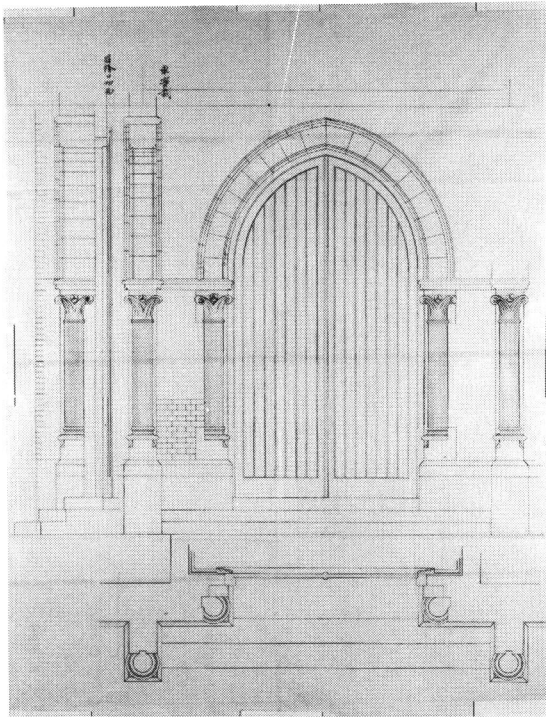


写真 21 華族女学校図面（図面名不明，67.0×87.0(cm)，美濃紙，墨入り彩色一部鉛筆，日付不明）

こうした華族女学校図面を概観していえる事は、図面のほとんどがごく簡単な建物の出入口や開口部の立面を描いた物ばかりで、当時の胖の立場が見習い実習の身であるという事を考え合わせると、これら建物の部分詳細を図面に写し取る事によって、製図の訓練をしていた事が考えられる。

〈東京裁判所図面〉

東京裁判所に関する図面は8枚ある。うち建物名の記載されている図面は5枚である。この東京裁判所に関する図面はそれまでの華族女学校の図面とは少し異なり、前者がいうなれば建物の形を写し取ったスケッチ風であったのに対し、スケールや寸法線などの入ったいわば本格的なものである。特に写真-12・写真-23などは設計図をもとに開口部のアーチにどう煉瓦を納めたらよいのかを現場で苦心し検討する様うかがえる。また同建物の断面を描いた写真-11・写真-24は同建物の内部を知る上で貴重な資料であるといえるだろう。東京裁判所の図面については、エンデ・ベックマン事務所によって描かれた計画案の図面と、妻木頼黄によって描かれた実施図面などが日本建築学会に残されている。これら図面と遺品図面とを比較してみると、遺品図面が実施図面にごく近い図面であることがうかがえる。

〈司法省図面〉

司法省に関する図面は4枚ある。幸いなことにこれにはすべて建物名が付されている。ことに写真-

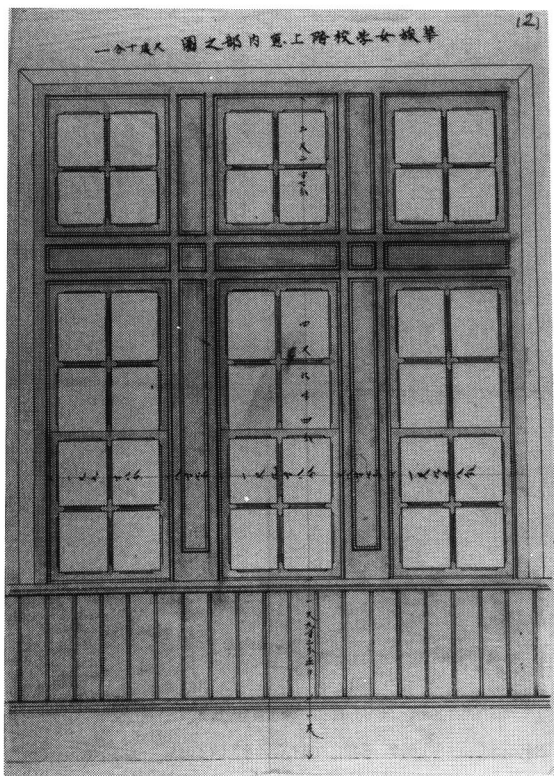


写真 22 華族女学校図面（「華族女學校階上窓内部之圖」，27.5×38.5(cm)，美濃紙，墨入り彩色，日付不明）

25 は日付及びサインが記され、この図面がヘルマン＝ムテジウスによって描かれたものであることがわかる。このことはムテジウスが実際に司法省の建設に関わっていた事を図面上で現した貴重な資料であるといえよう。また写真-15・写真-26 は室内開口部の詳細であるが同建物が戦災によってその室内をことごとく焼いてしまった今となっては建設当時の面影を知る貴重な資料となるであろう。

また司法省に関する図面も日本建築学会に残されており、エンデ・ベックマン事務所による計画案図と実施案と思われる図面が残されている。

〈日本赤十字社図面〉

日本赤十字社の物と思われる図面は 23 枚ある。その内建築名が図面名として明記されていたり、あるいは後から書き込まれたりしてははっきりわかる物は 11 枚ある。代表的なものについて以下に掲載する（写真-27・写真-28）。

これらの図面を概観すると華族女学校の時と同様に赤十字社の図面を描いた図面は和紙を継ぎはいでつくった、おそらく安上がりな用紙に描かれたものであることがわかる。また描かれた図面の線の書き方にまだまだ鳥口を使いこなしていないような稚拙さがみられ、一本の線の太さがまちまちであることから、図面を描くようになってからまだ日が浅い時代のものであることをうかがわせる。このこ

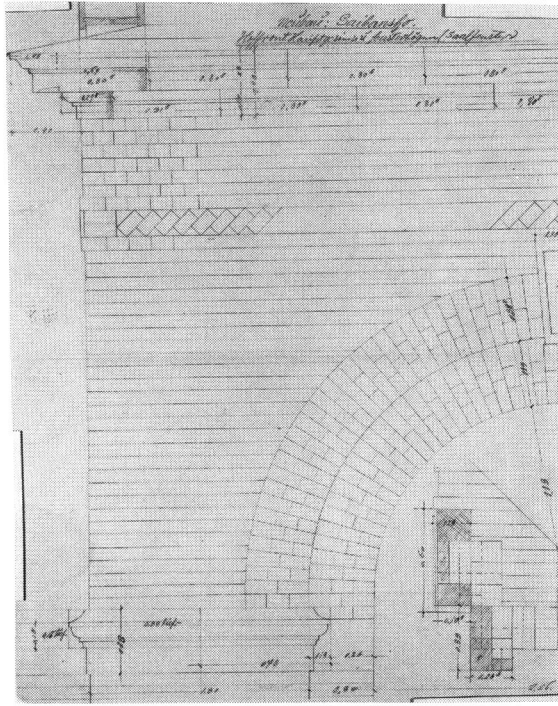


写真 23 東京裁判所図面 (「Neubau: Saibansho. Hoffront Hauptgesimse u Feusterbogrger (Saalfenster)」, 32.5×41.3(cm), 美濃紙, 鉛筆, 日付不明)

とは先の華族女学校図面においても同様である。

〈学習院図面〉

学習院の名前の記された図面は「村上胖資料」のなかでは1枚しかない(写真-8)。この図面がいつの時代のどの建物についての図面かは残念ながらはっきりしない。ただ胖の経歴と学習院校舎建設の時期を考え合わせた時に、明治22年(1889)10月起工、明治23年(1890)9月竣工の渡辺讓設計、清水満之助施工の校舎である可能性が高い。仮にそうであるとするならば、この図面は「食堂梯子ノ間」の出入口上部の「霧除屋根」についての図面であるから、渡辺による平面図と比べた時に、その中庭から食堂部分にいたる出入口について描かれた図面であると見る事ができる。

〈春木座図面〉

春木座の図面は写真-29のみである。おそらくドイツ語と思われるローマ字の筆記体でかろうじて「Harukiza」と読める書き込みがある。また「K. kawai」とサインが記されていることから河合浩蔵自らが描いたスケッチであると思われ、貴重なものである事がわかる。

〈海軍省図面〉

海軍省に関する図面は全部で2枚ある(写真-16)。いずれも建物名の記されていることからそれと

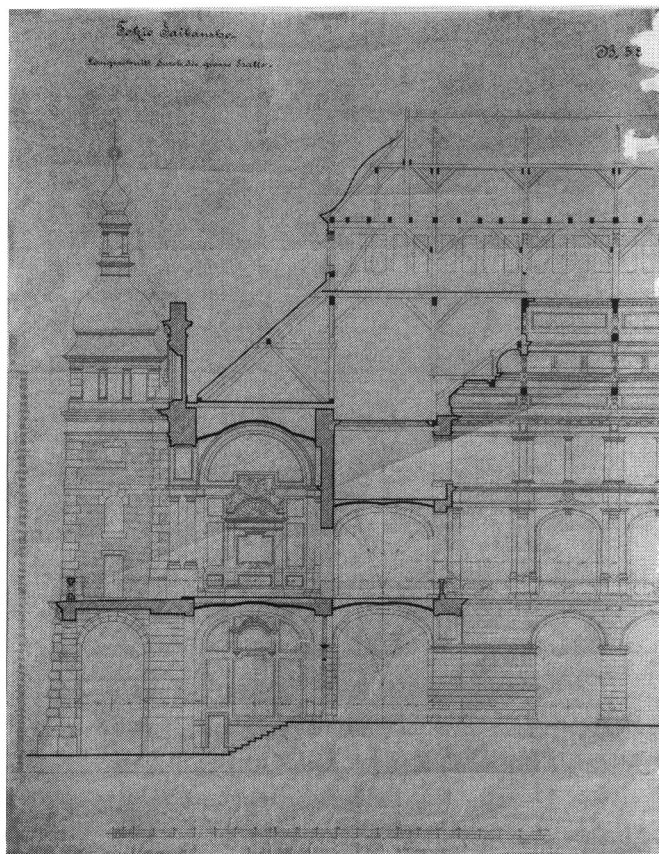


写真 24 東京裁判所図面 (『Tokio Saibansho.』, 65.0×83.0(cm), トレーシングペーパー, 墨入り, 日付不明)

わかる。この図面は同建物の床の断面を示したものである。同建物は防火構造の最初期の例であることは知られていたが²⁾, その構造を図面で示した例は、管見ではこれまでになかったと思われる。これらの図面は、同建物の防火床構造を図面で実際に示した貴重な資料であるといえるであろう。

〈大阪控訴院図面〉

大阪控訴院に関する図面と思われるものは建物名を推測する事ができる図面の中では一番多く 32 枚ある。このうち建物名の記されている図面は 2 枚ある (写真-30)。また写真-31 については大阪控訴院の竣工写真 (写真-17) と比べてみたときにその様子の酷似しているところから同建物の図面であることがわかる。また同図面では建物主翼屋根部分に天秤を描いたエンブレムが描かれ、罪の重さを計りにかける控訴院の性格を表している。また写真-32 については胖の印章と日付が記されており、胖の履歴とひき比べてみたときに同図面が大阪控訴院の図面であることが推測される。

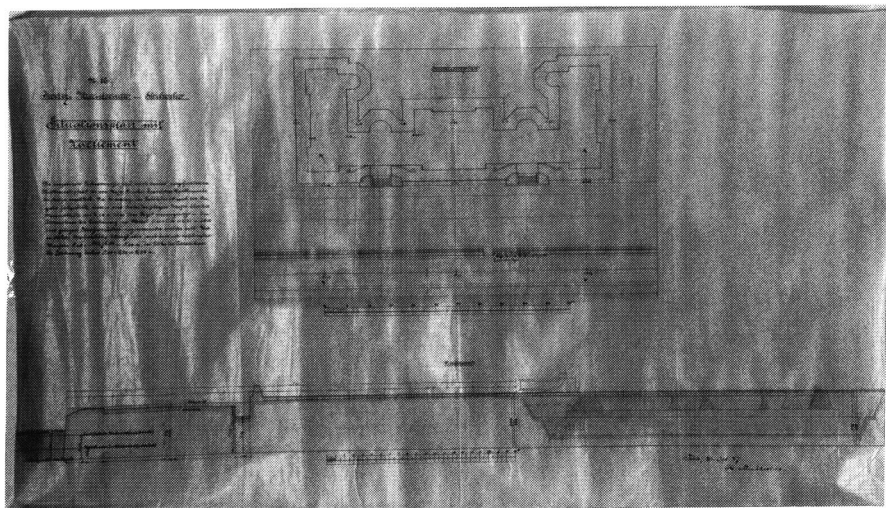


写真 25 司法省図面（「Jystiz Ministerium. Sihosyo」, 97.0×56.0(cm), ワットマン紙, 墨入り彩色, 「Tokio. 10. Oct 87」)

〈神戸地方裁判所図面〉

神戸地方裁判所に関する図面は全部で3枚ある。そのうち1枚、写真-33は図面名ではないものの「神戸地方裁判所構内監獄付属留置場」の書き込みがあることから神戸地方裁判所関連の図面であることがわかる。また写真-34は河合浩蔵設計の本庁舎が建つ前に建てられていた仮庁舎の図面と思われる、貴重な図面であることがうかがえる。

〈萬世橋停車場図面〉

「村上胖資料」の中で、胖が建設に関わった建物に関する図面の中では数少ない青焼き図面である³⁾ (写真-19)。萬世橋停車場の完全なる平面を伝える貴重な資料といえよう。「村上胖資料」の建築図面の中で、この萬世橋停車場図面の様に、寸法線や各種基準線、部屋名の入った建物の完全な形の平面図の存在はまれで、「村上胖資料」中、『市街線高架鐵道萬世橋停車場本屋新築工事示方書』とあわせて考えた時に、胖の萬世橋停車場建設の関わり方が、それまでの建物建設の関わり方とは異なっている事が推測される。

〈烏森停車場図面〉

烏森停車場に関する図面は全部で7枚あり(写真-35・写真-36)、そのうち図面名の記されたものは2枚である。他の遺品図面が比較的詳細を描いたディテール図ばかりであるのに対し、烏森停車場関連の図面は立面図・平面図・配置図といった建物全体の姿を示す図面で構成されている。平面図は4種有り、それらを観察してみると細部の構成が少しずつ違うことから、烏森停車場の設計過程を知る事のできる貴重な資料であるといえる。また立面図に関しても竣工当時の写真と比べ細部に差異が見られることから、設計変更前の姿を知ることのできる貴重な資料であるといえる。

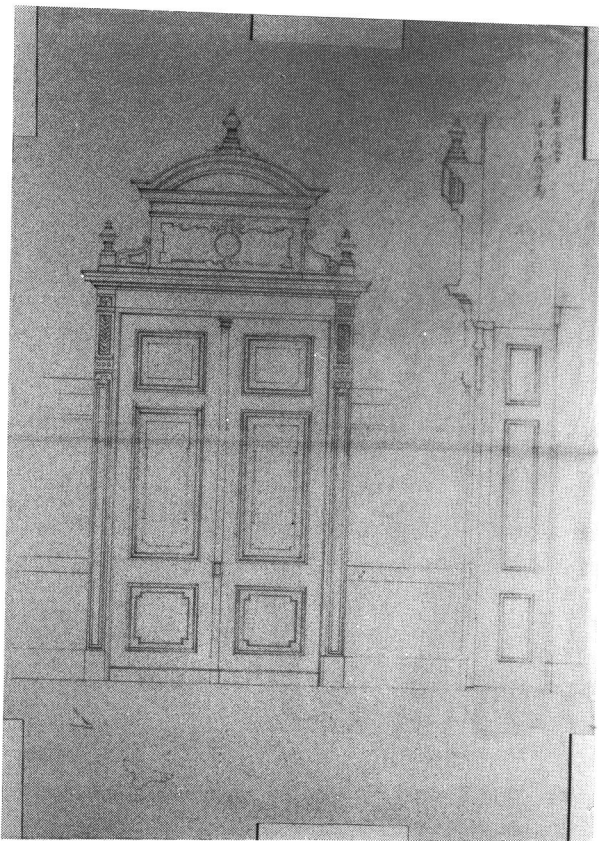


写真 26 司法省図面（「司法省小食堂 河合浩蔵氏計画」，39.5×55.5(cm)，美濃紙，鉛筆，日付不明）

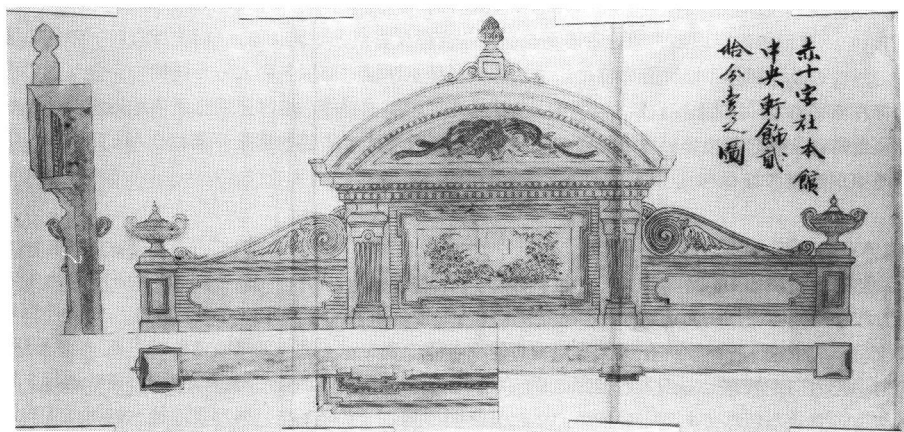


写真 27 日本赤十字社図面（「赤十字社本館中央軒飾貳拾分壹之圖」，80.0×38.5(cm)，美濃紙，墨入り彩色，日付不明）

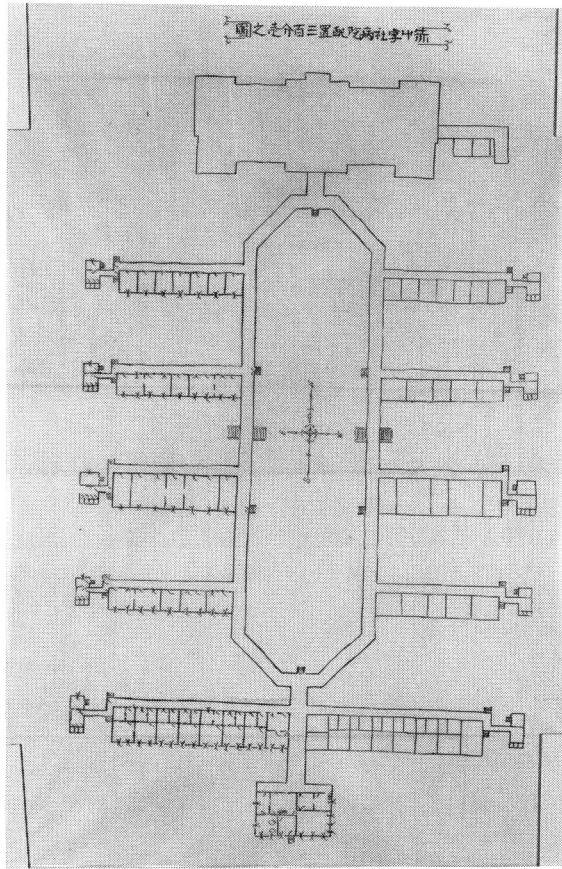


写真 28 日本赤十字社図面（「赤十字社病院配置三十分壹之圖」，38.7×60.5(cm)，美濃紙，墨入り，日付不明）

〈建物名の記載されたその他の図面〉

「村上胖資料」の中には他にも建物名の記された図面が2枚ある。1つは写真-37で「太政官々舎」の図面である。しかしながら「太政官々舎」についてはその建物の存在及び形状あるいは建設年等、現在のところいっさい不明である。

また写真-38は裁判所の要石の図であるが、この裁判所が東京裁判所であるか、あるいは神戸地方裁判所であるのか、あるいは大阪控訴院の中にあった大阪地方裁判所についての図面であるのか今のところ判断のつかない状態である。

〈その他の図面〉

その他「村上胖資料」の中では、建物名が記されていない図面が200枚ほど残されている。これらの図面はいずれも建物の装飾、あるいは開口部の納まりの詳細な原寸図等を描いた図面であるが、図面からではそれがどの建物のどの部分を描いたものであるのか明らかにしえなかった。しかしながら

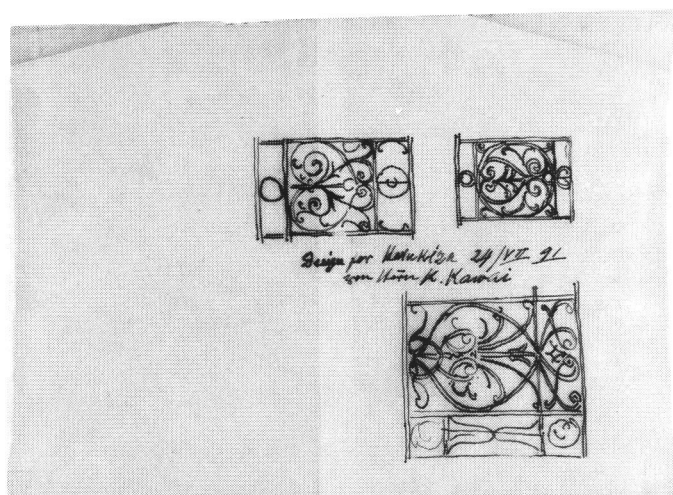


写真 29 春木座図面 (「Design for Harukiza」, 20.0×15.0(cm), トレーシングペーパー, 墨入り, 「24/VII 91」)

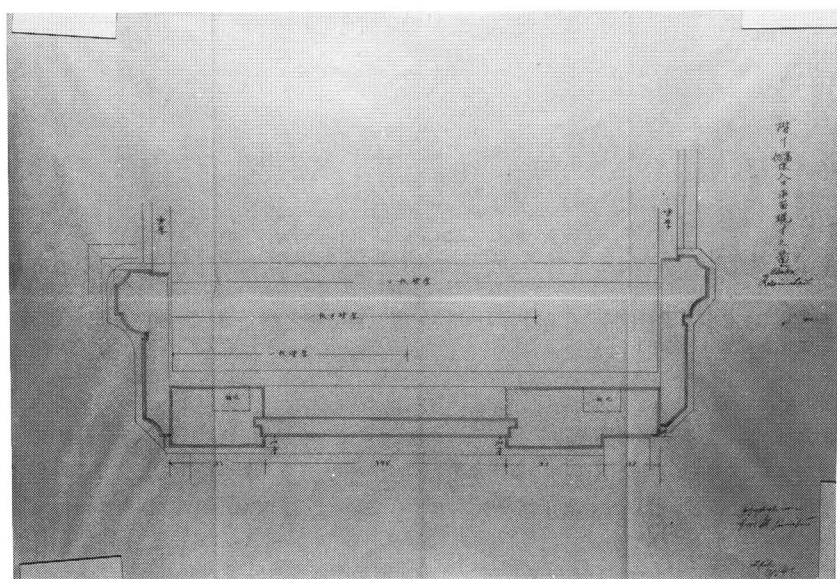


写真 30 大阪控訴院図面 (「階下高低床入口平面原寸之圖」, 80.0×55.5(cm), 美濃紙, 鉛筆一部彩色, 日付不明)

いずれも胖が何らかの形で関わっていた建物についての図面であろう事は想像に難くない。そうした建物についての図面・写真, あるいは建物その物と比較してみない限りこれらの図面の由来を知る事は不可能であると思われる。

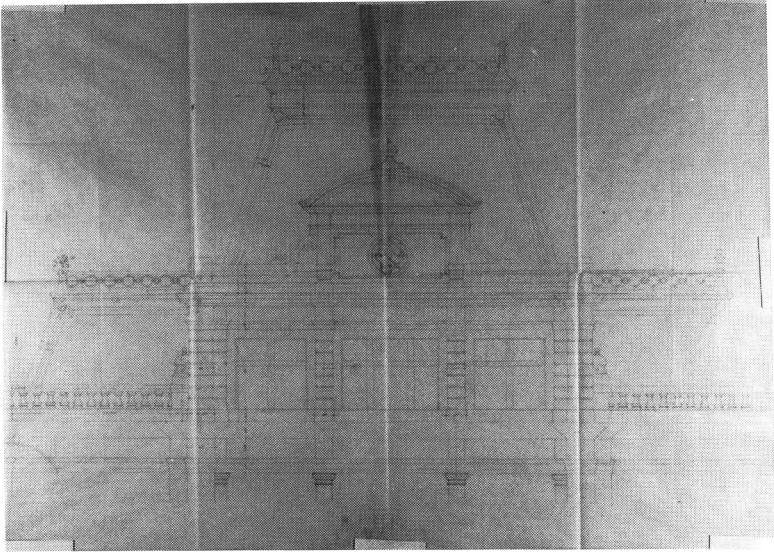


写真 31 大阪控訴院図面（図面名不明，99.0×78.5(cm)，美濃紙，鉛筆，日付不明）

2-3 建築図面の位置付け

「村上胖資料」の大半を占める図面資料についてそれが歴史的にどのような意味を持つか以下に述べてみる。

これらの図面資料を概観すると、一人の建築技術者の成長する過程がうかがえるように思われる。図面類をその描かれた時代ごとに並べてみたときに、胖が建築と関わり始めた比較的初期の図面類はその筆致がどちらかといえばたたく、まだまだ未熟さが感ぜられるように思われる。それはどのようなところに現れているかといえば、1本の線の引き方にみてとれるように思う。たとえば出入口の描かれた墨入り図面を比較した場合、華族女学校図面の中の一枚である図面（写真-39）と、日本赤十字社図面の中の一枚である図面（写真-40）、さらに大阪控訴院図面の中の一枚である図面（写真-32）を比較した場合、胖の建築活動の比較的初期の時代に描かれた華族女学校図面や日本赤十字社図面においてその線は時には滲み、時にはかすれ、また線と線の交差点での止めかたがしっかり止められていなかったりと、あまり上手であるとは言えないように思われる。ところが、胖の建築活動の中期に当たった大阪控訴院図面においては先に上げたような点は比較的しっかりと押さえられ、図面としては洗練されたもののようと思われる。こうした事が図面を時代ごとに並べてみた場合に見られる点である。

また描かれた図面の内容についても時代ごとに変化がみられる。まだ現場で実習をやっていた時には建物の姿形をそのまま表せば済むような、比較的簡単な外観の立面図や出入口や開口部の立面などが多かった。例えば華族女学校図面など、そのほとんどが開口部の立面についてのものである。ところが少し時代が下って日本赤十字社の頃になると写真-7に見られるごとく、窓の納まりを断面で描いた、いわば建物の構造や組立にまで踏み込んだ図面を描き始めるようになる。さらに下って東京裁判所においては写真-12や写真-23に見られるごとく、建物を支える構造形式の1つであるアーチの組立において、煉瓦をいかに積み上げるかを示した図面を描き、また大阪控訴院の図面においてはその

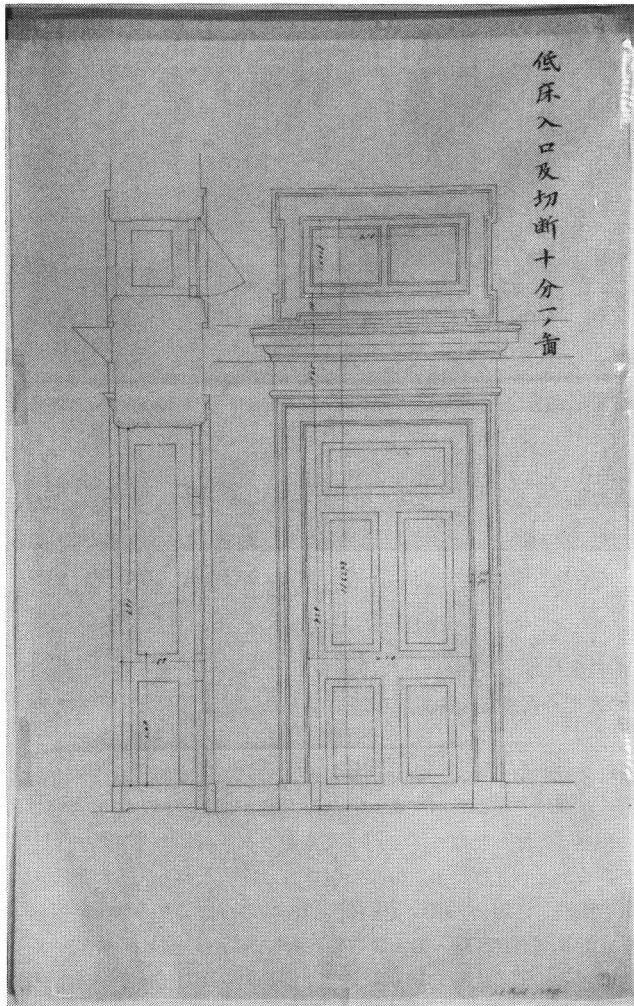


写真 32 大阪控訴院図面（「低床入口及切斷十分一ノ圖」，35.5×55.0(cm)，美濃紙，墨入り一部鉛筆色鉛筆，1897.9）

開口部をとりまく額縁のくり型の一つ一つを原寸で描いて、その形を検討している。このように時代を経るに従ってその図面は詳細になり、そのことは胖の各建築現場での立場や役割の変化を如実に現しているように思われる。すなわち見習いや実習中の身分であった華族女学校や日本赤十字社の現場では、命じられたままにひたすら図面を描いていた事が想像され、その後東京裁判所の建設に至って督役の立場に立つと、描かれた基本設計を元にそれをどう実際の形にするのか、煉瓦の積み方のいわば施工図を引く立場となる。そして大阪控訴院の現場においては建物の細部意匠を決定するに当たり何枚も何枚も原寸図を引きなおし、最終的にはその意匠を決定したであろう立場になっていた事が想像されるのである。

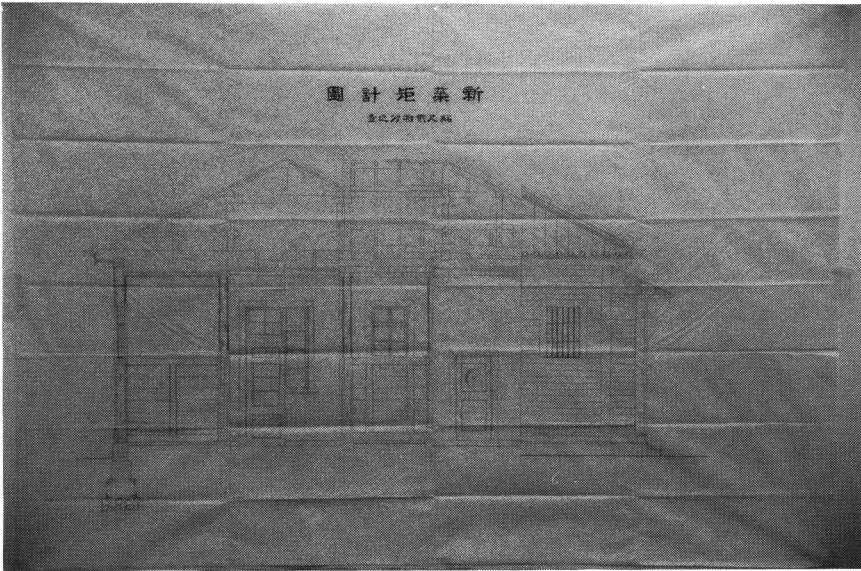


写真 33 神戸地方裁判所図面（「新築矩計圖」，79.5×55.5(cm)，美濃紙，鉛筆一部墨入り，日付不明）

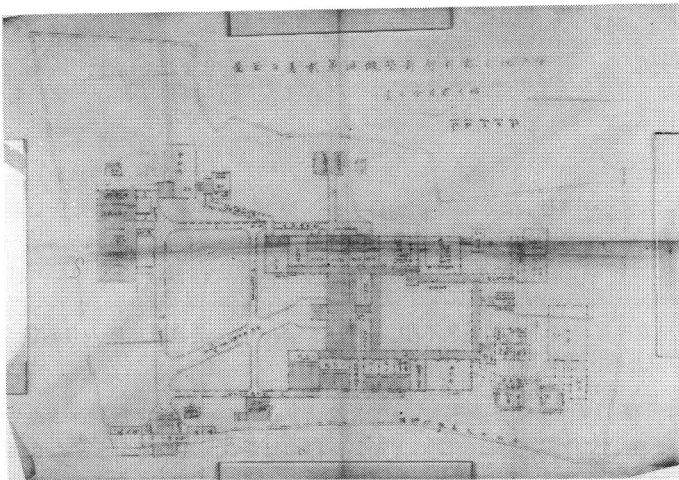


写真 34 神戸地方裁判所図面（「神戸地方裁判所新築假廳第貳着平面図」，80.0×55.5(cm)，美濃紙，鉛筆，日付不明，下関市立長府図書館蔵）

こうして描かれた図面類は今では失われてしまった建築物の往時の姿を正確に知る上で貴重な資料である事は想像に難くない。特に司法省に関する図面などは、その建物が現在も法務省旧本館と名を変えて残されているが、当時の姿を残すのは屋根より下の外壁部分だけであり、その内部の装飾やお

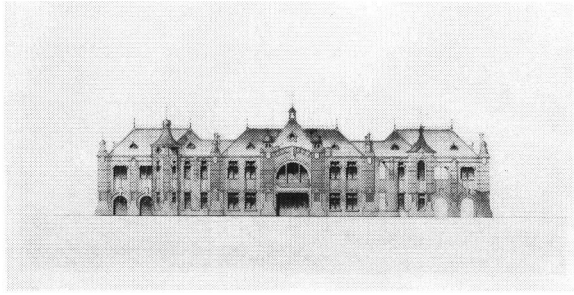


写真 35 烏森停車場図面（図面名不明，76.0×51.5(cm)，美濃紙，墨入り彩色，日付不明，
下関市立長府図書館蔵）

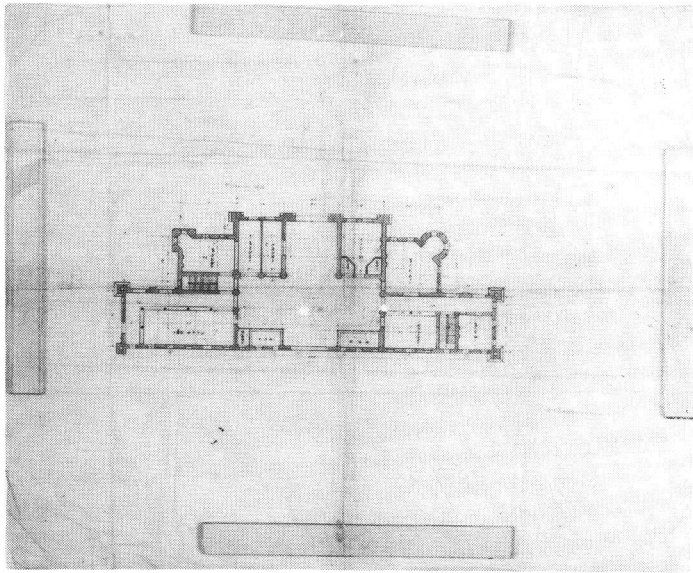


写真 36 烏森停車場図面（図面名不明，67.0×55.5(cm)，美濃紙，墨入り彩色，日付不明，
下関市立長府図書館蔵）

そらくは間取りに関しては現在では戦災により失われてしまい、昔の姿をとどめていない。そうした事から建物の元の姿を復元するには、これらの図面類が必要になると思われる。

残された遺品類は、その元の所有者である村上胖の人柄を良く語っていると思われるので、以下に「村上胖資料」をもとに彼の人物像を想像してみたい。

まず胖は数々の建築資料を分類整理しており、結果としてそれらが遺品として現在に残されている事から、だいぶ几帳面な性格であったと思われる。特に建築に限った事とも言えないがこうした几帳面さと言うのは現場において数多くの図面が飛び交い、複数の作業を同時に監督しなければならない建築現場に働く人間にとって、必要な条件ではないだろうか。そうした意味では胖は建築という仕事

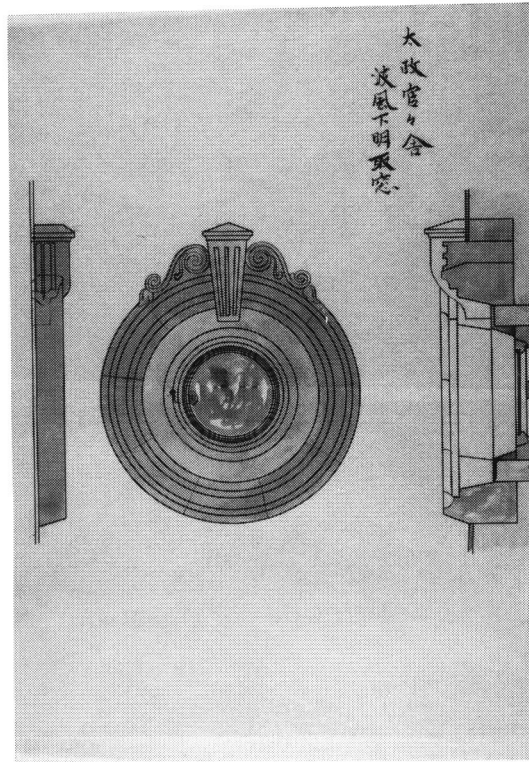


写真 37 太政官図面（「太政官々舎」，27.0×39.0(cm)，美濃紙，墨入り彩色，日付不明）

に適した性格であったと思われる。

胖が残した遺品は建築に関わるものと言ってもそのほとんどが細部の意匠やデザインに関わるものである事が多い，特にドイツ留学時代のものと思われる遺品類にその傾向は強く，西洋建築の装飾をまとめたディテール図などをわざわざ青焼きにし，立派に製本までしている。こうした事から胖は日本では技術者として諸建築家のもとでそれを補査するような形で働いていたけれども，自身の思想の根底においてはデザイナーとして，みずからデザインの腕をふるいたかったのではなかったかと思われる。

また先に述べた事とも関連するが，こうして留学までして収拾してきたこれら資料を整理分類し，いつでも見れるように手元においていた事は，胖のたゆめぬ向学心の一種の現れではないかと思われる。またその向学の心はそうした資料を死ぬまで所持していた事から，生涯やむことがなかったであろう事が推測される。

胖がドイツへ留学したのは年齢にして 25 歳から 28 歳にかけてであった。それから 56 歳で死ぬまでの 28 年間，胖はこのドイツ留学時の資料を持ち続けていたのである。このことは胖が一生このドイツ留学の経験を心の拠り所にし，ドイツへのあこがれを持ち続けていた事を意味していると思われる。

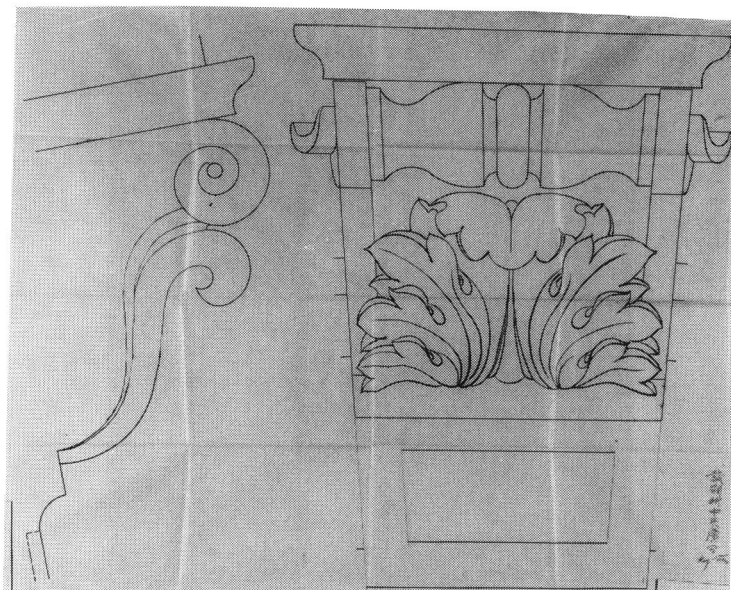


写真 38 裁判所図面（「裁判所中央広間 key stone」, 64.3×52.0(cm), 墨入り一部鉛筆, 日付不明)

3. ドイツ派の系譜の中での村上胖

村上胖が関わった建物の大半はドイツの様式あるいは建築術によって建てられた建物ばかりである。このことは胖がドイツ留学建築家によって構成されるいわゆるドイツ派と深く関わっていたことをうかがわせる。こうした建物の建設に胖が関わったことは、彼がドイツ留学経験の持ち主であった事が影響したものと思われる。胖が建築技術者として活躍した時代はドイツ風建築が大いに建てられた時代である。それらの建物は明治 19 年 (1886) の臨時建築局開設にともなって、ドイツ留学を果たした建築家達によって建てられている。こうした建築家達に混じって胖も臨時建築局に関係することとなる。胖は臨時建築局において、ドイツ留学建築家妻木頼黄と、ドイツ人建築家リハルト＝ゼールの下で、東京裁判所建設に関わった事をきっかけに、ドイツの建築術に触れ、自身もそのドイツ建築術を学ぶために明治 25 年 (1892) 4 月から明治 28 年 (1895) 11 月までのおよそ 3 年半の間ドイツ留学を果たしている。臨時建築局はその後廃止され、所属していた建築家達はそれぞれに活動の場所を移していった。ここで臨時建築局に端を発したドイツ派の系譜は在籍していたドイツ留学建築家の移籍によって様々な営繕組織に分派していくことになる。中でも河合浩蔵は司法省営繕組織にその活動の場所を移し、その後を追うように胖もドイツ留学から帰国すると司法省営繕組織にはいる。

司法省営繕にドイツ系建築家が出現するのは河合浩蔵の在籍をもってその嚆矢とする。河合は明治 29 年 (1896) 4 月 13 日、司法省より大阪控訴院及び大阪地方裁判所建設のため、同庁舎建設設計の取調を囑託される。それまで関わってきた司法省庁舎建設のできばえを見て、その腕を買われてのことであろう。このときに河合はドイツから帰国したばかりのドイツ留学建築家の一人、村上胖を新たに雇い入れた。河合や胖の存在によって、司法省営繕組織の中にドイツ派の系譜が形成されたことになる。

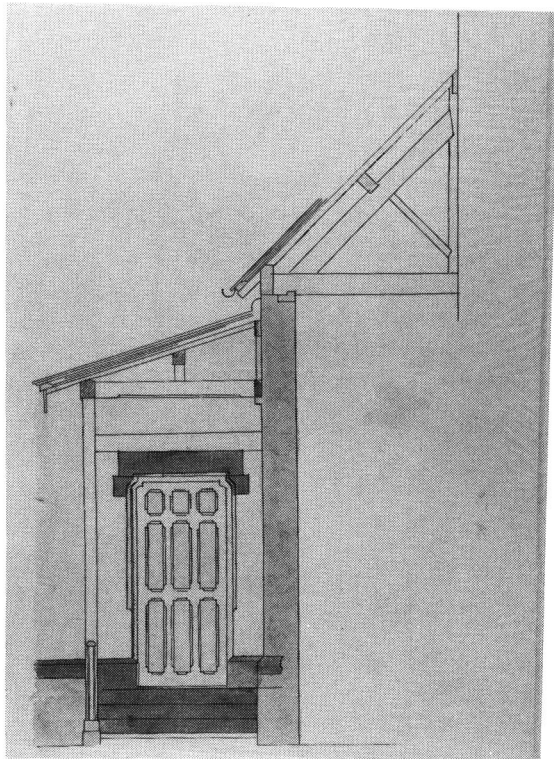


写真 39 華族女学校図面（図面名不明，27.5×38.0(cm)，美濃紙，墨入り彩色，日付不明）

河合や胖の所属する司法省営繕では2つのドイツ風建築を作り上げた。1つが明治29年(1896)4月起工，明治33年3月(1900)竣工の大阪控訴院であり，もう1件は明治33年10月起工，明治37年3月竣工の神戸地方裁判所である。この2つの庁舎が完成してしまうと，河合は民間で建築事務所を開いて独立し，胖はおおよそ2年間の空白期を経て鉄道作業局へ移ってしまう。これまで司法省営繕組織のドイツ派は河合の独立によってここで途絶えてしまったものと思われていたが，ここに胖の存在が明らかになったことで，司法省のドイツ派は民間に移った河合と鉄道営繕組織へ移籍した胖とにその系譜を分派させたという事ができるであろう。

司法省の営繕組織から鉄道作業局に移籍した胖は，明治40年(1907)に市街線建築事務所に配属される。鉄道営繕組織はまだ未解明な部分が多くその組織は多岐に渡るが，胖の存在が明らかになった事で少なくとも鉄道院市街線建築事務所に於いてドイツ系建築家の系譜を追う事ができる。

市街線建築事務所では明治40年(1907)9月12日ドイツ留学生の胖を迎えることによってドイツ系建築家の系譜の形成が始まる。胖はこの鉄道院営繕組織に明治39年(1906)10月19日から大正2年(1913)5月5日まで在籍することになる。市街線建築事務所内のドイツ系建築家は結果的には不遇の道をたどる事となる。胖が関わったと思われる万世橋停車場はその設計をイギリス系建築の系譜を引く辰野金吾の手によるものであったし，また烏森停車場も辰野の描いた万世橋停車場の図面の引き写しであったという。これらの事から鉄道営繕に於けるドイツ派は作品としてはその影響を残しえな

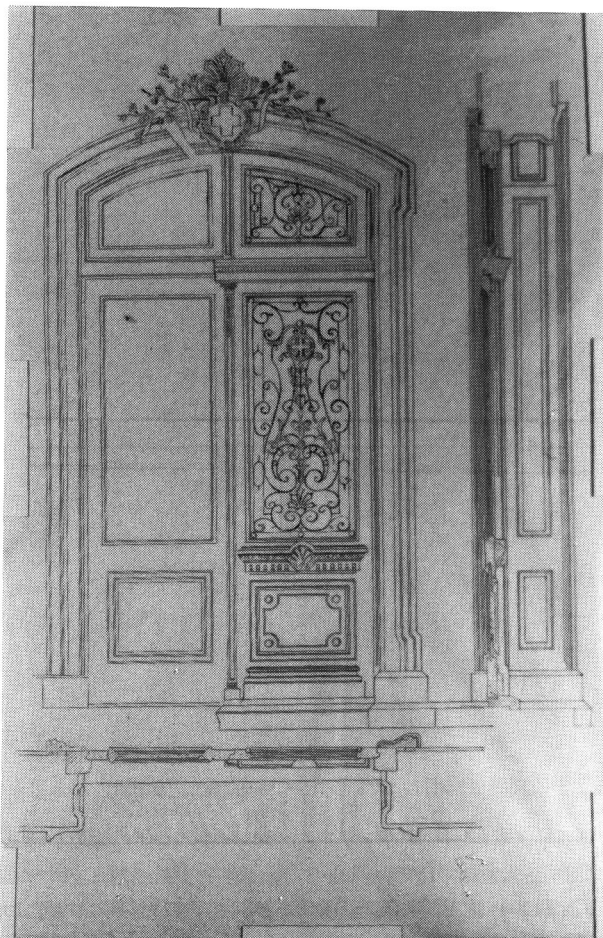


写真 40 日本赤十字社図面（図面名不明，38.5×60.0(cm)，美濃紙，墨入り，日付不明）

かったといえよう。しかしながら技師として働いた胖は、その建設にあたっては指導的立場であったわけだから、それまで自分が培ったドイツ式の建築方法をここでも発揮した可能性は高く、そうしたドイツ式の建築方法は、デザインとしてではなく技術として鉄道営繕組織の中に脈々と流れていったものと思われる。

明治年間で、建築界の流れの中でドイツの影響があったとするならばそれはエンデ及びベックマンが来日した時代、つまり臨時建築局および内務省建築局土木掛の設置されていた時代のみと見られていた。しかしながらそうしたドイツ建築の影響は日本人建築家の手に受け継がれ、少なくとも初期のドイツ留学建築家の生存中には数々のドイツ風建築の作品を残している。ところがそうしたドイツ建築の影響は後世に作品を残しえた建築家のみによって受け継がれて行ったのではなく、その陰に隠れたドイツ留学生によってその存在が大きく支えられていたことも否定できない。初期のドイツ留学建築家の一人であった河合浩蔵は、ドイツ人建築家のもとを離れて一人立ちして行った後にも数々のド

イツ風建築を建てて行ったが、そうした陰では河合の造りだそうとするドイツ風建築を理解し、河合の考え方を受けとめ、実際に建築を作り出す大工や職人達に河合の考えを伝える人物が必要であった。村上胖はそうした設計者と大工・職人の間に立つ技術者の一人として自らドイツ留学を果たし、ドイツ風建築を伝えるべく、設計者の言語を次々に変換し、ドイツ風の建築を形として実現して行くのになくしてはならない存在ではなかったか。河合のもとを離れた後建築家として自らその作品を残せなかったとはいえ、そうしたドイツ系建築家の影響は村上胖を通して鉄道営繕組織の中に受け継がれて行ったものと思われる。

4. 結 論

以上見てきたように村上胖は明治中期から大正初期にかけて建築技術者として活躍した。彼の経歴は工手学校を中退した後、華族女学校校舎の新築工事に携わり、東京裁判所建築工事に関わったことからドイツ建築術に関心を示しドイツに留学。後に河合浩蔵の下で大阪控訴院・神戸地方裁判所等をドイツの建築術で建てる。その後は鉄道営繕に活動場所を移し、市街線建築事務所において万世橋停車場・烏森停車場建設に携わり、それを最後に建設に関わる活動を終える。胖は一貫して建築家と大工・職人との間をつなぐ技術者としてその生涯を送り、常に建築家の言語を大工・職人の言語に変換する役割を担い続けた。彼はドイツ派建築家の系統の一つにその身をおいて、臨時建築局に端を発し後に多方面に分岐するドイツ派の系統の中で、内務省建築局から司法省の営繕組織を経由し鉄道営繕組織に至った一つのドイツ派の系譜を形成し、ドイツ建築術を受け継いでいった技術者であった事があきらかとなった。

謝 辞

本研究を進めるにあたり、神谷宏治日本大学教授・中川幸治山口県立下関養護学校教諭・堀勇良横浜開港資料館主任調査員・小野田滋鉄道総合技術研究所技術情報室主席・坂本勝比古神戸芸術工科大学教授・初田享工学院大学助教授・藤谷陽悦日本大学専任講師・山口廣日本大学教授・清水慶一国立科学博物館理工学第四研究室室長他多くの方々の御指導があったことを記して感謝申し上げます。

註

1-1

- 1) 『村上胖 履歴書』、旧国鉄所蔵資料。小野田滋氏の御教示による。本履歴書は胖が最後に奉職していた鉄道院市街線建築事務所を退職するにあたり提出されたもので、記載事項の最終年月日が大正2年(1913)5月5日となっている事からおそらく同日付けで提出されたものと思われる。
- 2) 村井武「正員村上胖君の死を弔ふ」『建築雑誌』、第37輯、第445号、大正12年7月号、321頁、「時報」欄。堀勇良氏の御教示による。本記事は大正12年1月21日の胖逝去を知らせた訃報記事で、村井武の手によるものであり、略歴が記載されている。
- 3) 以下、本章では特に断らない限り『履歴書』及び「訃報記事」の2資料を総称して「資料」と呼ぶ。
- 4) 前掲『履歴書』の記述によれば「産地 山口縣長門國豊浦郡小月村」、「原籍 山口縣長門國豊浦郡小月村貳百貳番屋敷」とその出身地が記されている。
- 5) 神谷宏治教授の御教示による。
- 7) 神谷宏治教授の御教示による。遺族の証言によれば下関市の本籍地は数年前(平成5年時の聞き取り)に引き払い、墓所と共に東京に移したといい、同様の聞き取りは現地においても採取された。

- 8) 中川幸治氏の御教示による。
- 9) 『工學院五十年史』, 工學院, 昭和 19 年, の記述による。
- 10) 初田享氏の御教示による。なお工手学校の卒業生についての記録は同窓会名簿によって明らかに
なるが、後に述べるごとく胖は同校を退学しているため卒業生ではない。
- 11) 『村上胖 履歴書』(旧国鉄所蔵資料)
- 12) 前掲『工學院五十年史』, 164 頁
- 13) 前掲『工學院五十年史』, 164 頁
- 14) 前掲『工學院五十年史』, 163 頁
- 15) 前掲『工學院五十年史』, 162 頁
- 16) 前掲『工學院五十年史』, 162 頁
- 17) 村井武「正員村上胖君の死を弔ふ」『建築雑誌』, 第 37 輯, 第 445 号, 大正 12 年 7 月号, 321 頁の
記述による。
- 18) 前掲『工學院五十年史』, 1 頁
- 19) 前掲『工學院五十年史』, 1 頁
- 20) 前掲『工學院五十年史』, 3 頁
- 21) 徳見光三『清末藩史話』, 長門地方資料研究所, 昭和 46 年の中に記された村上倫の経歴中, 「慶応
元年(一八六五)正月, 内訌戦にあたっては両者の間にたつて調訂(ママ)に尽くし」たとある
のは, 高杉晋作が奇兵隊を率いて起こしたクーデターに対して行われた調停の事で, 倫はこのと
き奇兵隊と藩政府との間に立って尽力した。

1-2

- 1) 堀勇良編「明治の建築家一覧」(鈴木博之・藤森照信監修『鹿鳴館の夢 建築家コンドルと絵師晁
英 [INAX BOOKLET Vol. 10 No. 3]』, 株式会社 INAX, 平成 3 年)によれば新家が日本土木会
社に在籍していたのは明治 20 年(1887)4 月～明治 26 年(1893)の事である。
- 2) アリス＝ベーコンの手紙については, アリス＝ベーコン著・久野明子訳『華族女学校教師の見た
明治日本の内側』, 中央公論社, 平成 6 年としてまとめられている。
- 3) 前掲, アリス＝ベーコン著・久野明子訳『華族女学校教師がみた明治日本の内側』, 164 頁。
- 4) 『建築雑誌』, 第 2 輯, 第 19 号, 明治 21 年 7 月, 130 頁に華族女学校は「昨年十一月着手現今二
階窓敷石ヲ据付中本月末ニハ小屋敷桁ヲ置渡スベシ」とある。
- 5) 前掲, アリス＝ベーコン著・久野明子訳『華族女学校教師がみた明治日本の内側』, 184 頁。
- 6) 前掲, アリス＝ベーコン著・久野明子訳『華族女学校教師がみた明治日本の内側』, 164 頁。
- 7) 『木葉會會員名簿』, 昭和 25 年の記述による。
- 8) 神谷宏治教授所蔵, 「華族女学校側面昇降口」, 51.5×70.5(cm), 美濃紙, 墨入り彩色, 日付不明,
他。
- 9) 胖がいつまでこの仕事に関わっていたのか「資料」には記されていない。
- 10) 神谷宏治教授所蔵, 「Sekijugisha Elevation 1/100」, 39.0×27.3(cm), 美濃紙, 墨入り彩色, 日付不
明, 他。
- 11) 『建築雑誌』第 4 輯, 第 44 号, 明治 23 年 8 月, 巻末付図。
- 12) 神谷宏治教授所蔵, 「赤十字社病室入口棹納り 正寸図」, 39.0×27.3(cm), 美濃紙, 墨入り彩色,
日付不明, 他。
- 13) 本項, 註 11 参照
- 14) これは建物名のわかる図面の範囲内においていえる事で, 建物名の記されていない図面中に, あ
るいは同建物に関する図面が含まれている可能性は充分ある。
- 15) 神谷宏治教授所蔵, 「学習院食堂梯子ノ間出入口霧除屋根拾分壱」27.0×38.5(cm), 美濃紙, 墨入
り, 日付不明。
- 16) 遺品の葉書(神谷宏治氏蔵)に明治 39 年(1906)6 月 30 日の消印が押されたものがあり, 宛名に
は大阪の住所が記載されている。
- 17) 胖の遺品図面の中には, コンドルが設計しその施工の途中までを渡辺が担当していた海軍省庁舎
の図面が存在し, 胖と渡辺との関係を窺わせる。

1-3

- 1) 神谷宏治教授所蔵, 図面名不明, 67.5×76.0(cm), トレーシングペーパー, 墨入り, 日付不明.
- 2) 神谷宏治教授所蔵, 「Neubaw:Saibansho Kellergeschos Fenster der Hof」, 41.0×32.5(cm), 和紙, 鉛筆, 日付不明, 他.
- 3) 神谷宏治教授所蔵, 「司法省官庁 河合浩蔵氏計畫」, 27.0×38.0(cm), 美濃紙, 鉛筆, 日付不明, 他や, 神谷宏治教授所蔵「海軍省二階梁截面詳細圖尺度五分ノ一」79.0×55.5(cm), 美濃紙, 墨入り, 日付不明, 他.
- 4) 「明治建築座談會(第1回)」『建築雑誌』, 第46輯, 第556号, 昭和7年4月号, 500頁に河合浩蔵の発言として「其時はなかなか獨逸行きがむづかしくて, 大變な人が割込んで來ました, 僅かな者が行く所に大勢の希望者があつては餘程むづかしい,」とある事から, ドイツ留学希望者が殺到していた事がわかる.
- 5) 中川幸治氏の御教示による.
- 6) 例えば胖が建築を志すきっかけとなった一つには青木の造家学会会長就任が上げられるし, 胖が内務省建築局での仕事につけたのも, 同局開設に携わっていた青木の幹旋があった事等が挙げられる.
- 7) 水沢周『青木周蔵 明治外交の創造 壮年篇』日本エディタースクール出版部, 平成元年の記述によれば, 当時青木は明治23年(1890)7月に当選した貴族院議員を翌明治24年(1891)5月辞職したばかりであった.
- 8) 前掲, 水沢周『青木周蔵 明治外交の創造 壮年篇』の記述による.
- 9) 河合浩蔵・妻木頼黄・渡辺譲.
- 10) 『村上胖 履歷書』(旧国鉄所蔵資料)
- 11) 「○在伯林中村君近信」『建築雑誌』第7輯, 第82号, 明治26年10月.
- 12) 堀勇良編「明治の建築家一覽図」『鹿鳴館の夢 建築家コンドルと絵師晩英 [INAX BOOKLET Vol. 10 No. 3]』の記述による.
- 13) 前掲, 「○在伯林中村君近信」中に「目下當地(久保田註: ベルリン)に滞在九月下旬佛國に轉し(中略)の筈に付」とある事から, 遅くとも明治26年(1893)9月下旬まではドイツ・ベルリンに滞在していた事がわかる.
- 14) 前掲, 「○在伯林中村君近信」『建築雑誌』
- 15) 『村上胖 履歷書』(旧国鉄所蔵資料)

1-4

- 1) アメリカ帰りの妻木頼黄がもらった初任給が80円(明治18年: 準判任官)とこれは特別としても, 河合浩蔵らと同時にドイツに留学した齊藤新平の帰国後の初任給は40円(明治31年: 技手)であった.
- 2) 坂本勝比古『日本の建築 [明治大正昭和] 5 商都のデザイン』, 三省堂, 昭和55年178頁の記述によれば, 河合は「司法省より大阪控訴院および大阪地方裁判所庁舎建築設計取調を囑託」(傍線久保田)されている.
- 3) 工学会編『明治工業史 建築篇』, 昭和2年, 639頁の記述による.
- 4) 坂本勝比古『日本の建築 [明治大正昭和] 5 商都のデザイン』, 三省堂, 昭和55年の記述による.
- 5) 『建築雑誌』第10輯, 第114号, 明治29年6月号
- 6) 前掲『建築雑誌』第114号の記述による.
- 7) 『建築雑誌』第19輯, 第220号, 明治38年4月号, 273頁に「神戸地方及び區裁判所廳舎は, 神戸市楠公社隣地に建築せられたるものにして, 去る明治三十三年十月の起工以來凡四十二箇月の日子を費して, 昨三十七年三月を以て竣工し,」とある.
- 8) 田中鎮彦『神戸港』, 明治38年, の記述による. 以下, 湊川実業補習学校に関する資料は坂本勝比古氏の御教示による.
- 9) 田中鎮彦『神戸港』, 明治38年, の記述による.
- 10) 神戸市教育史刊行会『神戸市教育史第1集』, 昭和41年, 391頁の記述によれば湊川実業補習学校の実業科分科として「国語科(甲・乙)・算術科(甲・乙)・英語科(A・B・C・D)・商業算術科・速算科・工業算術科・簿記科(甲・乙)・製図科・機械製図科・機械設計科・建築製図科・

電気工学科」があったとしている。

- 11) 神戸市教育史料行会『神戸市教育史第1集』, 昭和41年の記述による。
- 12) 前掲, 神戸市教育史料行会『神戸市教育史第1集』の記述による。
- 13) 前掲, 『村上胖 履歴書』(旧国鉄所蔵資料)
- 14) 前掲, 『村上胖 履歴書』(旧国鉄所蔵資料)
- 15) 『THE JAPAN WEEKLY CHRONICLE.』1904年(明治37)4月14日, 堀勇良氏の御教示による。
- 16) 前掲, 『THE JAPAN WEEKLY CHRONICLE.』1904年(明治37)4月14日
- 17) 前掲, 「THE NEW COURT BUILDING AT KOBE. A LOOK ROUND.」『THE JAPAN WEEKLY CHRONICLE.』1904年(明治37)4月14日, 441頁
- 18) 神谷宏治教授所蔵

1-5

- 1) 鐵道省編『日本鐵道史 中篇』, 大正10年, 160頁に「市街線ハ明治二十二年東京市區改正設計ノ確立セラルルヤ基一部トシテ新橋, 上野兩停車場ヲ市内貫通高架線ヲ以テ連絡スルコトニ定メラレタルモノニシテ」とある。
- 2) 前掲, 鐵道省編『日本鐵道史 中篇』, 162頁の記述によれば「二十八年戰役ノ終局スルニ及ヒ政府ハ新橋上野間連絡線路ノ内芝區新錢座町ヨリ麴町區永樂町ニ至ル高架線及中央停車場ヲ建設スルニ決シ(中略)二十九年二十八日新永間建築事務所ヲ新橋駅内ニ設置シ之カ建築ニ從事セシメタリ」とある。
- 3) 前掲, 鐵道省編『日本鐵道史 中篇』, 164頁に, 「初メ日本鐵道會社備『ルムショッテル』ノ設計ハ街路, 湟池ニ鐵橋ヲ架スルノ外ハ凡テ經間八及至十米突ノ煉瓦造連續拱橋ト爲スモノニシテ鐵道作業局ハ之ヲ參考トシテ設計シ」これに対して「工務顧問『バルツェル』ノ設計ハ鋼鐵製『カンチレバー, ブリツヂ』ニシテ床板ヲ張り『パラスト』ヲ用キルモノナリキ,」とルムショッテルとバルツェルの二つの設計があった事を伝え, 經濟性・耐震性などを鑑みて「結局煉瓦造拱橋ヲ以テ優レルモノトシ之ヲ採用スルニ決シタリ」とルムショッテル案を採用した事を伝えている。
- 4) 前掲, 鐵道省編『日本鐵道史 中篇』, 166頁
- 5) 前掲, 鐵道省編『日本鐵道史 中篇』, 167頁に「四十年四月一日新錢座永樂町間及御茶水萬世橋間ヲ區域トシタル市街線建築事務所設置セラレ工務部技術課長技師岡田竹五郎其事務所長ヲ兼ねタリ」とある。
- 6) 前掲, 鐵道省編『日本鐵道史 中篇』, 167頁によれば新永間建築事務所時代の所長は M29.4.28～M30.8 鐵道技師 小山友直/M30.8～M30.11.4 鐵道技師 佐武正章(小山のインド派遣にともなつて所長代理)/M30.11.4～M39.5 鐵道技師 岡田竹五郎/M39.5～M39.11 鐵道技師 国澤新兵衛(岡田の欧米派遣にともなつて所長代理)/M39.11～M40.4.1 鐵道技師 山中新太郎(岡田の欧米派遣にともなつて所長代理)であり, 明治41年4月1日に市街線建築事務所が設置されると引き続き岡田が所長を勤めたとしている。
- 7) 『職員録 明治四十年五月一日現在』(国立公文書館所蔵)
- 8) 『職員録 明治四十一年五月一日現在』(国立公文書館所蔵)
- 9) 『村上胖 履歴書』によれば, 胖は明治40年9月12日に内閣より帝國鐵道庁技師に任ぜられ, 同じく内閣より高等官7等に叙せられ, 逡信省より11級俸を下賜されている。
- 10) 鐵道省編『日本鐵道史 下篇』, 大正10年, 103頁に「中央線ハ(中略)明治三十九年十月國有ニ歸シタリシカ其東端御茶水ノ萬世橋間ハ建設工事未成ノママ鐵道院之カ引繼ヲ受ケ爾來工事ヲ續行シ」とある。
- 11) 前掲, 鐵道省編『日本鐵道史 下篇』, 103頁の記述による。
- 12) 前掲, 鐵道省編『日本鐵道史 下篇』, 176頁の記述による。
- 13) 鐵道院市街線建築事務所『市街線高架鐵道萬世橋停車場本屋新築工事示方書』(神谷宏治教授所蔵)
- 14) 神谷宏治教授所蔵「萬世橋停車場本家建築圖」, 96.5×61.5(cm), 青焼き, 日付不明。
- 15) 神谷宏治教授の御教示による。
- 16) 前掲, 鐵道省編『日本鐵道史 下篇』, 179頁に「大正二年六月市街線建築事務所廢セラレ三日東

京改良事務所設置セラレ」とある。

- 17) 前掲、鐵道省編『日本鐵道史 下篇』, 179 頁に「同日（久保田註：大正 2 年 6 月 3 日）技術部工務課長技師岡田竹五郎東京改良事務所長兼務ト爲レリ」とある。
- 18) 『建築雑誌』第 37 輯, 第 445 号, 大正 12 年 7 月号
- 19) 神谷宏治教授のご教示による。
- 20) 坂本勝比古『日本の建築 [明治大正昭和] 5 商都のデザイン』三省堂, 昭和 55 年, 161 頁

2-1

- 1) 神谷宏治教授の御教示による。
- 2) 石田恭教氏（石仙堂石田表具内装店, 下関市王司上町）の御教示による。なお実際に村上家から図面類を引き取ったのは先代の話であるという。

2-2

- 1) 必ずしも紙ばさみの表題と図面内容が一致しているわけではなく、まったく表題にそぐわない図面が挟み込まれている場合もある。胖が使っていた当初はしっかりした分類がなされていたのであろうが現在にいたる間に多少入れ替わってしまったものと思われる。
- 2) 村松貞次郎『日本近代建築技術史』彰国社, 昭和 51 年, 69 頁に「わが国でも煉瓦造建築の防火性を増すために、すでに 1890（明治 23）年起工のコンドル設計の海軍省建築に I 型鍊鉄梁に生子鉄板による防火床の実施が見られるのをはじめとして」とある。
- 3) 「村上胖資料」を相対的に見たときに、青焼き図面で残されている物は、ドイツ留学中に収集されたディテール集を始め数多い。しかしながら胖の経歴として表に出てくる建物に関する図面で青焼きの物はこれのみである。

